

令和 8 年 6 月 定例会

# 浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 8 年    6 月    9 日    開会

令和 8 年    6 月 1 5 日    閉会

浪    江    町    議    会

# 令和 8 年浪江町議会 6 月定例会会議録目次

|          |   |
|----------|---|
| 招集告示     | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

## 第 1 号（6 月 9 日）

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 議事日程                             | 3  |
| 出席議員                             | 4  |
| 欠席議員                             | 4  |
| 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4  |
| 職務のため出席した者の職氏名                   | 5  |
| 開会の宣告                            | 6  |
| 開議の宣告                            | 6  |
| 議事日程の報告                          | 6  |
| 会議録署名議員の指名                       | 6  |
| 会期の決定                            | 6  |
| 諸般の報告                            | 6  |
| 行政報告                             | 7  |
| 一般質問                             | 12 |
| 平本佳司君                            | 13 |
| 武藤晴男君                            | 28 |
| 横字史年君                            | 39 |
| 散会の宣告                            | 56 |

## 第 2 号（6 月 10 日）

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 議事日程                             | 57 |
| 出席議員                             | 59 |
| 欠席議員                             | 59 |
| 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 59 |
| 職務のため出席した者の職氏名                   | 60 |
| 開議の宣告                            | 61 |
| 議事日程の報告                          | 61 |
| 承認第 2 号から報告第 5 号の一括上程、説明         | 61 |
| 延会について                           | 86 |
| 延会の宣告                            | 87 |

## 第 3 号（6 月 15 日）

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 議事日程                               | 8 9   |
| 出席議員                               | 9 1   |
| 欠席議員                               | 9 1   |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 9 1   |
| 職務のため出席した者の職氏名                     | 9 2   |
| 開議の宣告                              | 9 3   |
| 議事日程の報告                            | 9 3   |
| 発言の訂正                              | 9 3   |
| 承認第 2 号の質疑、討論、採決                   | 9 3   |
| 承認第 3 号の質疑、討論、採決                   | 9 4   |
| 承認第 4 号の質疑、討論、採決                   | 9 4   |
| 承認第 5 号の質疑、討論、採決                   | 9 5   |
| 承認第 6 号の質疑、討論、採決                   | 9 5   |
| 承認第 7 号の質疑、討論、採決                   | 9 6   |
| 承認第 8 号の質疑、討論、採決                   | 9 6   |
| 議案第 5 3 号の質疑、討論、採決                 | 9 7   |
| 議案第 5 4 号の質疑、討論、採決                 | 9 7   |
| 議案第 5 5 号の質疑、討論、採決                 | 9 8   |
| 議案第 5 6 号の質疑、討論、採決                 | 9 8   |
| 議案第 5 7 号の質疑、討論、採決                 | 9 9   |
| 議案第 5 8 号の質疑、討論、採決                 | 9 9   |
| 議案第 5 9 号の質疑、討論、採決                 | 1 0 1 |
| 議案第 6 0 号の質疑、討論、採決                 | 1 0 1 |
| 議案第 6 1 号の質疑、討論、採決                 | 1 0 2 |
| 議案第 6 2 号の質疑、討論、採決                 | 1 0 2 |
| 議案第 6 3 号の質疑、討論、採決                 | 1 0 3 |
| 議案第 6 4 号の質疑、討論、採決                 | 1 0 3 |
| 報告第 1 号の質疑                         | 1 0 4 |
| 報告第 2 号の質疑                         | 1 0 4 |
| 報告第 3 号の質疑                         | 1 0 4 |
| 報告第 4 号の質疑                         | 1 0 5 |
| 報告第 5 号の質疑                         | 1 0 5 |
| 発委第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決             | 1 0 5 |
| 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について           | 1 0 6 |
| 町長挨拶                               | 1 0 6 |
| 閉会の宣告                              | 1 0 7 |

浪江町告示第 9 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 8 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 8 日

浪江町長 吉 田 栄 光

1 日 時 令和 8 年 6 月 9 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

|     |    |   |   |   |   |     |    |   |    |   |   |
|-----|----|---|---|---|---|-----|----|---|----|---|---|
| 1番  | 横  | 字 | 史 | 年 | 君 | 2番  | 佐  | 藤 | 勝  | 伸 | 君 |
| 3番  | 鈴  | 木 | 幸 | 治 | 君 | 4番  | 山  | 本 | 幸一 | 郎 | 君 |
| 5番  | 紺  | 野 |   | 豊 | 君 | 6番  | 武  | 藤 | 晴  | 男 | 君 |
| 7番  | 紺  | 野 | 則 | 夫 | 君 | 8番  | 佐々 | 木 |    | 茂 | 君 |
| 9番  | 佐々 | 木 | 勇 | 治 | 君 | 10番 | 半  | 谷 | 正  | 夫 | 君 |
| 11番 | 松  | 田 | 孝 | 司 | 君 | 12番 | 平  | 本 | 佳  | 司 | 君 |

不応招議員（なし）

6 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

令和 8 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）午前 9 時開議

- |     |   |            |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定      |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告      |
| 日程第 | 4 | 行政報告       |
| 日程第 | 5 | 一般質問       |

出席議員（１２名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 横 字 史 年 君 | 2 番  | 佐 藤 勝 伸 君 |
| 3 番  | 鈴 木 幸 治 君 | 4 番  | 山 本 幸一郎 君 |
| 5 番  | 紺 野 豊 君   | 6 番  | 武 藤 晴 男 君 |
| 7 番  | 紺 野 則 夫 君 | 8 番  | 佐々木 茂 君   |
| 9 番  | 佐々木 勇 治 君 | 10 番 | 半 谷 正 夫 君 |
| 11 番 | 松 田 孝 司 君 | 12 番 | 平 本 佳 司 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                         |             |                                             |           |
|-------------------------|-------------|---------------------------------------------|-----------|
| 町                       | 吉 田 長 栄 光 君 | 副 町 長                                       | 山 本 邦 一 君 |
| 副 町 長                   | 大 内 健 太郎 君  | 教 育 長                                       | 横 山 浩 志 君 |
| 代 表 監 査 委 員             | 宮 口 勝 美 君   | 総 務 課 長 兼 選挙管理委員会書記長                        | 柴 野 一 志 君 |
| 企 画 財 政 課 長             | 吉 田 厚 志 君   | 住 民 課 長                                     | 松 本 孝 徳 君 |
| 産 業 振 興 課 長             | 蒲 原 文 崇 君   | 観 光 移 住 課 長                                 | 佐 藤 貴 徳 君 |
| 農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局長 | 大 浦 龍 爾 君   | 住 宅 水 道 課 長                                 | 金 山 信 一 君 |
| 建 設 課 長                 | 宮 林 薫 君     | 市 街 地 整 備 課 長                               | 今 野 裕 仁 君 |
| 健 康 保 険 課 長             | 松 本 幸 夫 君   | 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮設津島診療所事務長                | 中 野 隆 幸 君 |
| 介 護 福 祉 課 長             | 木 村 順 一 君   | 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 兼 津 島 支 所 長             | 西 健 一 君   |
| 教 育 総 務 課 長             | 鈴 木 清 水 君   | 生 涯 学 習 課 長 兼 浪 江 町 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長 | 岡 秀 樹 君   |

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 中野 夕華子 君  
書記 佐々木 涼 君

次

今野 長雄 一 君

---

◎開会の宣告

- 議長（山本幸一郎君） ただいまの出席議員数は12人であります。  
定足数に達しておりますので、令和8年浪江町議会6月定例会を開会します。

（午前 9時00分）

---

◎開議の宣告

- 議長（山本幸一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本幸一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、11番、松田孝司君、12番、平本佳司君を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（山本幸一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。  
お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり、本日から15日までの7日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から15日までの7日間とします。  
会期中の会議についてお諮りします。9日、10日、15日を本会議とし、11日から14日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。  
よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

---

◎諸般の報告

- 議長（山本幸一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議長としての報告事項は、タブレット端末に格納したとおりですので、ご了承ください。

---

### ◎行政報告

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。  
町長。

〔町長 吉田栄光君登壇〕

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

本日ここに、令和8年浪江町議会6月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

加えて、先ほど私に報告がありました。

昨夜、夜半から本日早朝まで、本議会の答弁の執行部の答弁がタブレットにアップされたことを報告がありました。町長として遺憾なことであると考えております。山本議長はじめ議員各位におわびを申し上げたいと思います。

それでは、3月定例会以降の行政執行の主なものについて報告をいたします。

初めに、浪江町の復興・創生に向けた要望活動についてご報告をいたします。

浪江町議会議長と共に、3月29日、鈴木農林水産大臣に対し、「浪江町の復興・創生に向けた要望書」を提出いたしました。

本要望では、当町の基幹産業である農林水産業の持続可能な再生に向け、農業においては、農地集積や圃場整備、林業においては、地域の実情に応じた山林の適切な維持、管理、水産業においては、内水面漁業の再興に向けた放射性物質対策などについて、第3期復興・創生期間以降においても必要な予算を確保するよう要望したところであります。

次に、原発事故における帰還困難区域を抱える町村協議会の要望活動について報告をいたします。

5月20日、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会として、復興大臣などに対し、帰還困難区域を抱える町村の復興・再生に向けた要望書を議会との連名で提出をいたしました。帰還困難区域全体の復興には長い年月を要することが見込まれることから、2030年以降も必要となる事業への継続的な支援と実施体制を国の責

任において確実に担保することなどを強く要望したところであります。

引き続き、議会と共に連携をしながら、浪江町全域の避難指示解除の実現とさらなる復興の加速のため、積極的に要望活動に取り組んでまいります。

次に、国の総合経済対策に基づく重点支援地方交付金を活用した後期高齢者特別給付金事業及び低所得世帯特別給付金事業について報告をいたします。

長期化する光熱費、食料費等の価格高騰などによる負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい後期高齢者3,348名に対し、5月末までに2,934名へ特別給付金を支給したところであります。また、低所得世帯に対しては、3月より支給を開始し、5月末までに2,454世帯への特別給付金を支給しております。

次に、浪江町行政区長会定期総会について報告をいたします。

4月27日、浪江町役場において、浪江町行政区長会定期総会が行われました。総会では、令和8年度から令和12年度までの第3期復興・創生期間におけるまちづくりの在り方をお話をさせていただきました。

各地区行政区長の皆様におかれましては、地区住民の絆の維持、地域コミュニティ活動の促進等を図っていただき、地域が抱える諸課題の対応について、ご意見、ご指導をいただくなど、引き続き課題解決に向けた取組を推進するため、ご尽力を賜りますようお願いをしたところであります。

次に、相馬野馬追について報告をいたします。

5月23日から25日の3日間開催され、標葉郷からは53騎の騎馬が参戦をいたしました。

南相馬市の雲雀ヶ原祭場で行われた神旗争奪戦では、標葉郷の騎馬が4本のご神旗を獲得し、また、甲冑競馬においては、全6レース中2レースで1着となるなど、大きな武勲を上げることができました。

1000有余年の歴史の伝統を持つ相馬野馬追につきましては、今後とも後世に引き継いでいけるよう、町としても積極的な支援を続けてまいる考えであります。

次に、大堀相馬焼大せとまつりについて報告をいたします。

6月6日及び7日、陶芸の杜おおぼりにおきまして、大堀相馬焼協同組合の主催により、大せとまつりが開催されました。2日間でおよそ2,000人が訪れ、多くの町民や愛好家でにぎわいました。

大堀相馬焼の産地再生に向け、窯元が町内で再開できるよう支援

を継続し、300年以上受け継がれてきた伝統を後世に継承するための取組を引き続き積極的に推進をしてまいる考えであります。

次に、町内産業団地の企業立地等についてご報告をいたします。

6月5日、北産業団地へ誘致を進めていた浪江未来ファーム株式会社の立地が決定し、陸上養殖施設等の立地に関する基本協定を締結いたしました。

本事業では、ウナギの陸上養殖や魚の養殖と水耕栽培を組み合わせたアクアポニックスによるチョウザメの養殖とオーガニック野菜の生産、生産物を使った飲食、販売を行う計画で、来年1月の操業開始を目指しています。

町内では、複数の企業が陸上養殖に取り組んでおり、同じ北産業団地では、かもめミライ水産株式会社がサバの飼育を進めているほか、津島地区では、株式会社いちいがベニザケの養殖事業開始に向けた準備を進めているところであります。

浪江未来ファームの立地により、陸上養殖事業の集積による相乗効果を発揮することに加え、環境負荷の少ない循環型水産業の実現、生産されるウナギ、キャビア、オーガニック野菜が町の新たな特産品となることを期待しているところであります。

今後も引き続き、地域経済の再生を目指し、企業誘致を推進してまいる考えであります。

次に、公共施設への再生可能エネルギー電力の供給について報告をいたします。

令和8年1月7日に設立された株式会社なみえミライエナジーから、町内の公共施設14か所への再生可能エネルギー100%の電力供給が今年度より開始されました。

これにより、主要公共施設からの二酸化炭素排出量が大幅に削減され、浪江町地球温暖化対策総合計画で策定した公共部門における二酸化炭素排出量の削減目標を前倒しで達成できる見込みであります。

引き続き、脱炭素施策及び電力の地産地消を推進し、浪江町のゼロカーボンシティの実現を目指してまいる考えであります。

次に、特定復興再生拠点区域における米の出荷再開に向けた試験栽培についてご報告いたします。

5月6日、室原地区において、室原復興組合員や地域の方々が参加し、4年目となる試験栽培の田植えが行われました。また、5月23日には、津島地区において、3年目となる田植えを津島復興組合員や地域の方々で行いました。

それぞれの地区で新たな試験圃場を選定し、放射性物質の吸収を

抑制するための塩化カリを使用しながら、放射性物質の稲への移行について確認を行ってまいる考えであります。

引き続き、特定復興再生拠点区域における米の出荷再開に向けた取組を継続してまいる考えであります。

次に、農業に係る大学等との連携に関する取組について報告いたします。

5月10日、連携協定を締結している東京農業大学と町が共催で、株式会社舞台ファームの協力の下、棚塩地区の圃場で田植えイベントを開催いたしました。田植えには、東京農業大学の学生を中心に、総勢約30名で田植えを実施し、参加者は苗を1本1本丁寧に植えておりました。

また、同日、苅宿地区においても、東京農業大学の学生と地域住民が主体となり営農している苅宿ふれあいファームとの田植えが行われ、田植え後は、苅宿地区の住民との交流会も開催されました。

引き続き、大学と連携し、地域農業の活性化につながる活動を進めてまいります。

次に、有害鳥獣捕獲隊委嘱状交付について報告をいたします。

4月10日、今年度活動する6名に委嘱状を交付し、帰還町民の住環境や営農環境を守るため、捕獲活動に従事していただくようお願いをいたしました。

引き続き、町民の安心・安全の確保やさらなる営農再開面積拡大に向け、有害鳥獣対策に取り組んでまいる考えであります。

次に、県圃場整備事業について報告をいたします。

福島県で行っている県営圃場整備事業において、現在、調査計画地域を含む町内8地区で事業を進めております。

加倉地区では、本年度、新たに16ヘクタールの農地を引き渡し、大区画化、汎用化された45ヘクタールの農地で、地元担い手による作付けが可能となりました。

また、藤橋地区において、本年度から区画整理面積40.2ヘクタールのうち、約9.5ヘクタールの農地で水稻や大豆の作付けを行う予定となっております。

そのほかの地区でも、早期の工事着手に向けて、関係機関及び地元行政区や担い手などと協力し、引き続き県営圃場整備事業を推進するとともに、町内の営農再開、農地の大区画化や担い手確保に努めてまいる考えであります。

次に、大規模畜産施設シャインコーストファームの運営開始についてご報告をいたします。

かねてより整備を進めておりました大規模畜産施設が3月末に完

成し、多くの関係者のご出席を賜りながら、4月9日に落成式を執り行いました。翌10日には、県内の施設から牛の導入が始まり、併せて搾乳も開始されたところであります。

5月末の時点で、搾乳牛約130頭により、1日約4トンの生乳を生産する状況となり、今後も月に約150頭程度の牛を導入し、生乳の生産量を増やしながら計画的な運営を行う予定となっております。

この畜産施設が、酪農業の発展及び耕畜連携を図ることにより、町だけでなく、浜通り地域全体の復興に寄与することを期待しているところであります。

次に、原子力災害被災地の森林・林業再生に向けた意見交換会についてご報告をいたします。

去る5月11日、浪江町防災交流センターにおいて、林野庁、福島県、市町村、林業事業体等による原子力災害被災地の森林・林業再生に向けた意見交換会が開催されました。

意見交換の中では、昨年度策定された森林作業ガイドラインや国、県による森林整備の方針や取組の方向性、令和8年4月に開所した福島森林再生センターの取組など、今後の森林整備、森林環境の回復に向けて、幅広く意見交換を実施いたしました。

今後も、国、県及び関係機関との情報共有や連携を密にし、民国連携による森林整備なども模索しながら、森林整備の加速化、森林環境の回復に努めてまいる考えであります。

次に、教育行政関連についてご報告をいたします。

4月4日、浪江にじいろこども園の入園式、進級式が行われました。ゼロ歳から2歳の乳児部は18名、3歳から5歳の幼児部は41名となり、今年度の園児数は59名でスタートいたしました。

4月6日には、なみえ創成小学校・中学校の入学式が行われました。小学校入学児童15名、中学校入学生徒6名を加え、小学校は70名、中学校は22名で、今年度の教育活動が始まりました。

5月16日には、なみえ創成小・中学校合同運動会が行われました。晴天の中、全校児童・生徒が徒競走や団体競争、リレーなどを全力で取り組み、観覧した来客や保護者から大きな声援が送られるなど、会場は大きな盛り上がりを見せたところであります。

また、特別競技として、にじいろこども園の5歳児が宝拾いに参加するなど、架け橋期における交流を深める温かい運動会となったところであります。

5月22日には、なみえ創成小・中学校及びにじいろこども園による地震、津波を想定した避難及び引渡し訓練を行いました。天候不良により、こども園の園児は園舎での引渡し訓練となりましたが、

小・中学校の児童・生徒は徒歩で役場まで一時避難した後、スクールバスにて二次避難所の浪江防災交流センターに避難し、その後、各保護者への引渡し訓練を行いました。

今後とも、児童・生徒の安全・安心に必要な防災体制の構築及び防災教育を推進してまいる考えであります。

4月25日、親子ふれあいチャレンジとして、みそづくり教室を実施しました。14名が参加し、ゆでた大豆を潰しながら麴と塩を混ぜ合わせ、6か月熟成させた後の参加者オリジナルみそ完成を楽しみに待っているところであります。

5月9日には、ふれあい交流センターにおいて、子ども週末チャレンジとして、昨年に引き続き、図書館に宿泊するナイトライブラリーを開催しました。

小学3年生から中学生まで17人が参加し、夜の図書館での本探しゲームや、防災教育の一環として、防災テントを自分たちで設置し、非常食の試食も行いました。ふだんとは違う環境の下で、子どもたちは楽しく生き生きと活動をしておりました。

子ども週末チャレンジでは、今後も子どもたちの成長支援や自立支援など、新しいことにチャレンジをしてまいる考えであります。

以上、3月定例会以降、現在までの取組について報告をさせていただきました。

なお、今定例会にご提案申し上げる案件は、専決処分の承認案件7件、条例改正案件3件、契約締結案件4件、町道認定及び廃止案件1件、令和8年度補正予算案件4件、報告案件5件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださりますようお願いを申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（山本幸一郎君） 以上で行政報告は終わりました。

---

### ◎一般質問

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により、質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。

質問は質問席で行います。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁とも簡潔にお願いします。また、質問はあくまでも質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは慎むようお願いします。

---

◇平 本 佳 司 君

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君の質問を許可します。

12番、平本佳司君。

[12番 平本佳司君登壇]

○12番（平本佳司君） おはようございます。12番、平本佳司であります。議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

なお、質問方法は一問一答方式を取らせていただきますので、よろしくをお願いします。

質問に入る前に、新しく副町長になられました大内氏におかれましては、浪江町の復興のため、吉田町長を支えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

また、町長、教育長及び議長におかれましては、相馬野馬追、大変お疲れさま、出場、お疲れさまでございました。

それでは、入らせていただきます。

まず、初めに、町長にお尋ねをいたします。

震災から15年が過ぎました。町長の思いを聞かせていただければと思います。この15年、早かったのですか、それとも長かったのですか。お尋ねをしたいと思います。特に町長になってからのここ4年、思いを聞かせていただければと思います。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 平本議員のおただしにお答えをしたいと思います。

この4年間、長かったのか、短かったのかという質問でありますけれども、非常に短い4年間ではありました。これは期間が短い、長いということではなくて、以前の議員生活と比較すると、執行者としての責任は非常に大きいものがありますし、復興の途上で様々、吉田数博町長から引き継いで、ある意味、復興計画案を一つずつ具現化していく、その4年間ではなかったかと思います。そんなことから、短く感じた次第であります。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 前回の定例会において、2期目を目指すことを表明されました。そこで、第3期復興・創生期間の初年度として、今年度はどのような動きをしていくのか、今後5年間でどのようにこの町を先導していくのか教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 非常に3月定例会で紺野議員のおただしに、

2期目についてお話をさせていただいた経過もございますので、来月、改選を迎える中で、5年間をどのように先導していくのかというのは非常に難しい答弁になるのかと思いますが、基本的に、個人的にも、今残された任期の町長としての立場で、今後5年間、どう先導していくのかというようなお答えをさせていただきますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

震災から15年、町民の皆様をはじめ、議員各位、そして国や県など、数え切れないほどの多くの方々のご尽力とご苦勞の積み重ねにより、浪江駅周辺整備や企業誘致が進展するなど、避難指示が解除になった町の東から着実に復興の光が差し込んでまいりました。マイナスから土台を築き、復興の種をまき続けてきたこれまでの歩みを支えてくださった全ての皆様に、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

一方で、現在の町内には、復興の光と影が存在していると強く認識しているところであります。特定帰還居住区域の除染や解体、復興を支える国道114号や399号の整備などが進められるものの、いまだ大部分において避難指示解除に至っていない地域があることも事実であります。

令和8年度から始まる第3期復興・創生期間の5年間は、本年3月に策定した浪江町復興計画【第三次】後期基本計画の実行期間であり、これまでに皆様とまいた種を持続可能なまちという確かな形に育て上げるとともに、このいまだ影となっている地域に確かな光を当てる極めて重要な期間であると考えております。

具体的には、全ての避難指示解除を見据えた帰還困難区域の再生を最優先とし、特定帰還居住区域の一日も早い解除に向けた取組に全力を注ぐとともに、これらの地域の未来を地域の方々と共にどのように創造し実現していくか、そんな確かな道筋をつけてまいる考えであります。

あわせて、浪江国際研究学園都市構想の実現に向け、駅周辺整備をはじめとする中心市街地の再生を推進するとともに、F－R E I等のもたらす新たな知見を最大限に生かし、新たな産業と雇用の創出、北双地域の広域連携を見据えた医療、福祉、教育環境の再構築を力強く進めてまいる考えであります。

夢と希望があふれ住んでいたいまち住んでみたいまちという復興計画の基本理念の下、誰もが浪江で暮らす喜びを実感できる未来に向け、引き続き私が先頭に立って町の復興を進めてまいられるよう、日々精進をしてまいる考えであります。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 今後の5年間、一番大切な時期なのではないのかなと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

そこで、その後、第3期復興・創生期間が終了して、2030年までになると思ひますけれども、大分、駅前周辺やF－R E I関連の事業も動き始めているのではないかなと推測されます。そういう意味でいうと、町並みも大分変わっているのではないのかなと私は思っておりますが、その第3期復興・創生期間終了後のその後の10年、あるいは20年先をどのように導くのかをもう一度お願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） ありがとうございます。

議員おただしの10年、20年先をどのように導いていくのかというご質問であります。もうすぐ任期満了になるこの4年間の中で、私はこの行政運営、復興について、幾つもの整理をしながら進めてきたところであります。

この議会でも、復興の森というような表現をさせていただきましたが、それら視点からこの4年を振り返りながら、今後10年、20年先のことについての思ひをお答えをしたいと思ひます。

先ほど申し上げたこれからの5年間は、皆様とまいた種を確かな形にする期間です。第3期復興・創生期間を終えたその後の10年、20年先は、育て上げた復興の森が自立し、豊かな果実を生み出し続ける時代であると思ひます。

私が常に申し上げてきたとおり、真の復興には、町の根幹である一次産業の再生が不可欠です。10年、20年先には、現在進めている圃場整備が実を結び、美しい優良農地が広がっているはず。そこでは、耕畜連携による農業や津島地区での果樹栽培など、多様で力強い農業が地域のなりわいとして確立している未来を私は描いております。

また、中心市街地に目を向けますと、浪江駅周辺整備区域の周辺に店舗、事業所などが立ち並び、現在、駅西側地区のまちづくりに関する共創会議などで皆様と積み重ねている議論を踏まえた新たなまちの姿が現実のものとなっていることでしょう。

これにより、駅西側地区をはじめとする中心部へ民間投資が活発して、さらなるにぎわいが生み出され、それと併せ、F－R E Iをはじめ、大学研究機関や民間企業などが町にしっかりと根づき、浪江国際研究学園都市構想が着実に進展していくことを期待しているところであります。

力強く復活した一次産業とそこに集う最先端の知見を掛け合わせ、

新たな価値を生み出す創造のまちへこの町を導いていきたいと、  
そういう思いを持っております。

10年、20年先は、今、この町で育つ子どもたちが主役となる時代  
であります。次世代が心から誇りを持てるまちへの確かなバトンを  
渡すためにも、まずは直近の5年間で、決して揺るぐことのない礎  
を築き上げてまいる思いであります。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） ぜひ今後の5年間、そしてまた10年間、20年間  
というような形で、長いスパンの中で、ぜひその思いを忘れずに今  
後もお活躍していただければと思いますので、次へ移ります。

次に、忠魂碑の取扱いについてお尋ねします。

町内各所にある忠魂碑は何か所あるのかを教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

関係資料の確認、それから各種団体へのヒアリングの結果でござ  
いますけれども、町内には少なくとも15か所以上に忠魂碑に類する  
石碑等があることを確認しております。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 15か所もあるんですね。私、ちょっとそこまで  
考えていなかったものですから。

本来であれば、地区ごとに、地区住民により管理されていますが、  
震災以降は住民のほとんどが避難先に住み、なかなか帰町されてい  
る方々ではそこまでの余裕がなく、人手不足で手つかずになってお  
り、荒廃し、草木も伸び放題となっていることはご存じでしょうか。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響によって、こ  
れまで忠魂碑を管理されていた方々が広域避難により町内に帰還で  
きず、震災前の人足制度などが機能していないことなどから、維持  
管理ができていないことは認識しているところでございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 全くそのとおりなんです。

無念にも戦禍のもとで先人が散り、その魂が祭られている場所  
すから、地区住民任せでなく、町管理下に置くべきかと思いますが、  
どのようにお考えなのかをお尋ねします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 先ほど来ご質問あります忠魂碑について、  
町で管理したほうがよいのではないかとということでございますけれ

ども、こうした問題につきましては、忠魂碑のみならず、地区関係者等で建立した全ての石碑、例えば土地改良区碑、それから戦没者慰霊碑などに通ずる問題であると考えているところでございます。

また、避難によって様々な種の土地や、それから建物などを管理できないものもあると考えてございまして、本件を含む同様な事例において、行政の公平、それから公正の観点、そして宗教的中立性、またはその財産管理、費用負担、土地所有者など様々な面を考慮しますと、軽々に判断することはできないものであると考え、これら全てを町が管理することは難しいと考えております。

また、忠魂碑であることだけをもって、町がそこを管理するということを、判断することは非常に難しいと考えているところでございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 不可能なのかなというふうな形の答弁をいただきました。

しかしながら、せめて年に1度ぐらひは町で除草等はできないのかをもう一度お尋ねをします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 年に1度ということでございますけれども、基準的に1回とか2回とかという制限を設けながら判断するということは、非常に困難だと思っております、いわゆる設置者の思いだったり、設立経緯がございますので、そういった管理については所有者が管理するものと考えております。

仮に管理を行うものであるとすると、その経緯の中でどういった関わりが町として持てるか、そういったところを参考にしながら管理すべきなのかなと考えているところでございまして、一律にそういった思いとか経緯を度外視して1度だけ除草するということは考えられないと思っております。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 分かりました。残念でございますが、ぜひ今後とも検討に値するものではないのかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。

消防団の編成についてお伺いします。

震災前、消防団員は、第1分団から第6分団まで合わせて573名に及ぶほどの多くの団員が在籍しておりましたが、震災により、団員数も毎年のように減少しています。今年度、意向調査をしたと聞いておりますが、多くの団員が退団したみたいでございまして、現

在の団員数は何名になるのかをお伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 現在の消防団員数でございますけれども、先ほど573名の数字が出ましたけれども、573名は令和6年度のときの条例定数でございます、実際には、その6年度では346名、令和8年度現在で173名ということになっております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 失礼いたしました。ちょっと私の勘違いでございました。今現在、173名ほどの在籍になったと。大分減りました。

私どもも、毎年、春、秋の検閲式、あるいは出初式が行われていますが、年々、参加団員数が減り、直近では100名を切っているようでございます。

団員数確保のため、移住者も含め、年齢を問わず、町内住民に加入させるべきではないかなと思いますが、町としてどのようなお考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

消防団員の団員数の確保につきましては、団員からの直接の勧誘、それから呼びかけを中心に、このほか町でも、県、相双地方振興局と連携した商工会等への呼びかけ、それから広報なみえでの活動内容の発信等を行ってきたところでございます。

復興計画【第三次】後期においても、施策の成果目標として、町内居住者の団員数を成果目標と設定しているところもございまして、引き続き広報活動の継続と、それから入団後も活動しやすい環境づくりに努めるなど、今後も加入促進についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） これは、一義的には、火災があった場合、広域圏組合組織、いわゆる常備消防が消火に当たっていますが、幸いなことに、ここ15年、山火事等は若干ありましたけれども、大きな人屋火災等がなく、ほっとしておるところでございます。

しかしながら、万が一のとき、第1分団から第7分団まで、何人動員できるのか心配していますが、町としてどのようにもう一度考えているのか教えていただければと思います。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

災害時の出動可能人数等について、町の考えということでございますけれども、消防団につきましては、消防組織法に基づきまして、それぞれの市町村に設置される消防機関で、地域における消防防災のリーダーとして、平時、非常時間問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担うこととなっております。そういった理念を基に活動してきたものと感じているところでございます。

残念ながら、現在は遠隔避難によってそれぞれが制限された状況に置かれております。こういった中、おただしの実際の出動可能な範囲でございますけれども、災害発生状況、時間等も含めてでございますけれども、そういったところで変わろうかとは思いますが、目安として、町内居住者で63名の団員がおります。その範囲の中で可能なのかなと考えているところでございます。

実際の出動に当たりましては、災害の規模、それから居住地の遠近、それぞれの本業や家庭の状況によって変わるものと考えておりますけれども、参考にですけれども、今年度4月3日に発生いたしました小野田地区のその他火災においては、各分団から12名の出動をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 4月3日のときの小野田の火災に関しては12名団員が出たということで、すばらしいことかなと思いますが、大分少ない、逆に言わせてもらおうと、思います。

震災後、様々な事情により、町内に住むことができない団員でも、浪江町に対する思い、また消防団に対する思いがあり、検閲等には参加している方もいます。実際に、先ほどいただきましたけれども、実際に火災、災害時に何人出れるのかなということを私は危惧しておりますので、今後ともお願いいたします。

最後ではございますが、私は、震災後、新たに組織された役場職員でつくられている第7分団が中心になると思いますけれども、懸念していますが、現在、第1分団から第7分団までの構成になっていますが、少なくなっている分団もあると聞いております。

その辺を踏まえて、分団等は編成すべきではないかなと思いますが、町としてどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

先ほど来、団員の減少について質疑されているところでございますけれども、大幅に団員数が減ったというところで、一方で、引き

続きの消防団の基本理念とともに、消防活動への参加をしていただいていると、団員の方につきましてははと考えているところでございます、このような状況の中、団内では、町消防団独自で実施する中継訓練などを通じた個々の資質向上、それから、併せて、実際の火災発生時に連携した対応力向上に向けた検討が実施されているところでございます。

組織再編につきましては、そういった分団ごとではなく、町消防団として残った団員での連携した訓練や実働などの取組を重ねた上で検討していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 消防団の組織の編成について、私から加えてお答えをさせていただきます。

以前にもお答えをしておりますが、この震災事故から15年が経過する中で、いまだ解除になっていない地域、特にこの消防は大字単位でそれぞれの組織化されていること、様々要件があります。そんな中で、今、解除になっていない今の状況で、消防団の再編はいかなものかということで検討した経過もございます。

今後、この消防団の再編については、当町の復興の進みよう、改めて我々もこの復興のかかる消防団の組織についても考えをしているところであります。

そういったことから、様々、解除になる、その地域が解除になる状況の中で、この消防団の再編については同様に考えてまいる考えでありますので、どうかご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） ただいま、町長、そしてまた課長のほうから答弁いただきました。理解しているつもりです。

これ再度確認しますが、じゃ、消防団、今の状況下の中で、消防団の何名の消防団がいれば妥当というかベストなのかなというのをちょっと教えていただけますか。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

何人が妥当かということでございますけれども、条例定数の見直しも踏まえて、適正な数字につきましては、先ほど町長からご答弁ありましたけれども、そういったその時々々の適正な状況を鑑みながら今後改正していくものと考えておりますし、現段階で数字をお答えできるものではないと考えておりますけれども、しっかりと今後そういったところを内部で検討しながら、消防活動に対応できるよ

うな組織づくりをしていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） なかなか今の状況下の中では厳しいと私は思っておりますが、ぜひうまく方法で持っていければと思います。

消防関連でもう一点だけお尋ねをします。

震災前に行っていました河川敷を含めた野焼きは、震災後、一度も行っておりません。震災から15年が経過し、そろそろ住民と消防団と一丸となり、野ネズミや有害鳥獣対策の観点からも、来年度から実施すべきかと私は思っておりますが、どのようにお考えなのか教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 野焼きについてのご質問にお答えいたします。

大規模な野焼きの実施に当たりましては、震災前より、十分な予防、それから事後の消火確認など、地元消防団が中心となって万全の体制を取った上で地域行事として各地区で実施されてきたものと認識しているところでございます。

震災後の社会情勢として、当町でも避難指示解除後の平成29年に十萬山で発生しました林野火災、このほか全国的に大規模な林野火災が発生しておりまして、令和7年2月に発生した岩手県の大船渡市の大規模林野火災を受けて、令和8年、今年の1月1日から、林野火災の予防を目的に、双葉消防本部管内でも、林野火災警報、それから注意報等の運用が開始されているところでございます。

消防団におきましては、先ほど来、答弁差し上げているところでございますけれども、現在、各種活動において、避難先等から参加している団員がほとんどであると考えてございます。実施当日の天候や林野火災警報、それから注意報等の発令による日程変更なども考えられる中、現在のところ、万全の体制で対応することは困難と考えております。

河川、いわゆる雑草が繁茂して有害鳥獣の問題のところポイントになろうかどうかというところもございまして、そういったところに対応することであれば、所有者や河川管理者に町としてしっかりとその対応を求めなくてはいけないと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 私は、ぜひやっていただけるように希望して、次に入ります。

4の指定管理者制度の利用状況についてをお尋ねします。

現在、町指定管理者制度を利用している施設、団体、件数を教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 現時点で9件となります。

大変失礼いたしました。数字だけじゃなくて、施設名と団体名も言わせていただきます。

道の駅なみえ、団体が一般社団法人まちづくりなみえ。施設、団体名の順で順にご報告いたします。福島いこいの村なみえが一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団、陶芸の杜おおぼりが大堀相馬焼協同組合、ふれあいげんきパークがフクシエンタープライズ、浪江町福祉センターが、浪江町社会福祉協議会、それから、震災遺構浪江町立請戸小学校につきましては特定非営利活動法人海族DMC、浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場）につきましては株式会社サンアメニティ、それから、請戸漁港荷捌き施設につきましては相馬双葉漁業協同組合、さけ放流施設につきましては泉田川漁業協同組合となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 10か所でいいのかな、9か所ですね。

それでは、今年度予定している年間支払いの総額を教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 令和8年度の指定管理料の総額でございますが、1億8,166万6,000円となっております。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 件数と総額は分かりました。

各施設の指定管理料を教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 指定管理料の大きさの順で申し上げます。

道の駅なみえが3,731万9,000円、それから、福島いこいの村なみえにつきましては1,173万9,000円、そして、陶芸の杜おおぼりにつきましては950万円、ふれあいげんきパークで3,544万円、浪江町福祉センターで600万円、震災遺構浪江町立請戸小学校で660万円、浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場）につきましては7,506万8,000円、このほかの請戸漁港荷捌き施設、さけ放流施設につきましては、指定管理料が発生しない契約となっております。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 金額も分かりました。1億8,000万円ぐらいかかっているということが分かるんですが。

1点だけ、特に浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地公園、これ多目的広場だと思うんですけども、などのちょっと明細な場所ごとの管理料を教えてください。全体的に7,500万というふうな形でございますが、津島のグラウンドから請戸の多目的広場まであると思いますけれども、何か所ぐらい管理しているのか教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

町スポーツ施設につきましては、浪江町地域スポーツセンター、なみえ運動公園、高瀬野球場及び休止施設の町営野球場、幾世橋グラウンド、加倉運動公園、津島総合グラウンドの7施設を管理しております。指定管理料は5,430万6,000円となっております。また、海浜緑地（多目的広場）の指定管理料は2,076万2,000円となります。以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 分かりました。

この指定管理は、赤字になったとき、指定管理者には管理費を補填するのか、しないのか、お伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 赤字補填の関係でございますけれども、指定管理におきましては、主に利用料金制度を導入しておりまして、公共施設の利用料金が指定管理者の直接の収入になるというものでございまして、そのため、利用者の増加による増収につきましては、指定管理者の利益となりますけれども、減収による赤字については補填していないというところでございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） それでは、黒字の指定管理者には管理費の見直しを検討するのですか、お尋ねします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 現在、指定管理を実施している施設のほとんどになりますけれども、黒字、いわゆる余剰金等が発生した場合の取扱いについては、協定書などで定めているところでございます。定められた条件を基に町に還元するもの、それから次年度の管理料を見直すものなど、施設ごとに取決めを行っているところでございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 分かりました。

これ、指定管理者はどこまでの責任で管理されているのか、一つの例でございますが、例えば、スポーツセンターも、現在、サンアメニティが管理しておりますが、町民からトイレのウォシュレットついていないよ、ついていないのはスポーツセンターだけだよというふうなことは言われています。

私もそのとおりだと思いますが、町民が気持ちよく使っていただくためにはウォシュレット設置をしていただきたいのですが、これは町として設置するべきなのか、それとも、その管理会社が要望すればやっていただけるのか、お伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

ウォシュレットを設置するのは、町になるのか、指定管理者になるのかというご質問につきましては、指定管理者のほうから、例えば、町民の利便性のためにウォシュレットをつけたいというようなご提案があれば、そちらは指定管理者で設置するものと考えておりますが、そうでない場合につきましては町で設置するものと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） そうしますと、指定管理者、あるいは町民から、このような要望が来たときには、対応していただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

議員おただしのトイレのウォシュレットの設置につきましては、現在、館内に2か所トイレを設置しており、トレーニングルームの前にあるトイレについてはウォシュレットを設置しているところですが、北側の更衣室側にあるトイレについてはウォシュレットを設置しておりません。

利用者などからの意見などを聞きながら、段階的に設置する方向で検討したいと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 次に、指定管理費は一般財源にて支払いをしていると聞いておりますが、今後、財源が厳しくなったとき、なってきた場合、どのように対処していくのかお伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

一般財源が厳しくなってきた場合についての指定管理料の対応についてでございますけれども、指定管理者制度のメリットと言われるものにつきましては、民間のノウハウや経営手法を生かして自治体の財政負担軽減を図るといったこともありまして、そういった意味では、当町も指定管理を導入し、一般財源等にも配慮しながら行政運営を行っているところでございます。

また、指定管理につきましては、地方自治法の中で、普通地方公共団体については、公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めたときについては、条例の定めるところにより、法人、それからその他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができるとされておりまして、現在、震災からの復興に資するために設置された施設や震災前からの施設などの復旧について、当町、少ない人員で効果的に設置目的を達成するためには有効な制度であると考えているところでございます。

今後も、指定管理だけにこだわらず、様々な状況を踏まえながら、財源やそういった目的に配慮しながら、最適な方法で対処してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） それでは、今後、新たに施設等、あるいは何らかの団体等を指定管理者制度を利用する予定等はございますか。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 今後の予定でございますけれども、現在行っているものにつきましては、それぞれ定められた条件の中で、定められた年次までのものとなっておると考えておりますけれども、先ほども答弁の中で少し触れさせていただきましたけれども、いわゆる今後も指定管理だけにこだわらず、様々な状況を踏まえながら、財源や目的に配慮した最適な方法で対応したいと考えているところでございまして、適宜、状況を見極めながら、指定管理にするかどうか、そういったところを議会とも協議させていただきながら対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 全ての施設に共通されるんですが、この指定管理者は、業務的な管理だけでなく、周辺の草刈り、あるいは、草刈りと除草は一緒かなと思いますけれども、除草や清掃はもちろんやっていたらいいのですよねということを再確認をしたいと思いま

す。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 指定管理業務でございますので、基本的にはその施設の運営、その他保守点検、維持管理が含まれているものでございますので、今現在のものについては対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 次に、最後の質問に入らせていただきます。

5の福島ウィーアー、女子サッカーチームでございますが、町との関わりについてお伺いします。

現在、町内に移住して、町内事業者に働きながらサッカー選手として頑張っている方が7名ほどいます。それをサポートするスタッフが4名ほどいます。合わせて11名が町内に居住していますが、ご存じでしょうか。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

若干名の選手の方が、町内で居住、勤務されていることは存じ上げておりますが、居住されております具体的な人数までは把握しておりません。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 今現在は11名だそうです。その辺も含めて調べていただいて、きちんとして対応していただければと思います。

町として何らかの支援、これだけあれば何らかの支援をするべきだと思いますが、現在、支援していることがあれば教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

支援している内容につきましては、生涯学習課の施設であるふれあいグラウンドの使用を許可しているところでございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） これは創成小・中学校のグラウンドも許可していますよね。確認します。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） ご質問にお答えします。

本年の4月より、創成小・中学校の授業や交流等を目的とした支援をしてもらう条件で、創成小・中学校のグラウンドの使用を許可

しているところです。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 先日、代表者と話合いを持つ機会がありました。

その際に、現在は本社機能、大熊に事務所がありまして、契約があと1年で終了すると言っておりました。その後、どこかホームグラウンドではないですけれども、ホームにしたいところがどこかありませんかねというふうな話をされました。

町として、これを機に、町内にホームグラウンドを整備し、練習試合、今、先ほどお話ししたやつは、あくまでも試合までできない状況だと思います。ですので、練習試合ができるような環境を整備し、町が全面的にバックアップする団体として持っていくべきかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、ご質問にお答えします。

町内にホームグラウンドを整備し、町がバックアップしていく体制の考えについてですが、町で新たにサッカーグラウンドの整備についての考えは、町の財政面などの問題から考えて難しいと考えております。町としましては、既存の施設を使用してもらいたい考えでおります。

福島ウィーアーにつきましては、令和6年度より、ふれあいグラウンドを練習場として使用しており、昨年度は15日間使用していただいているところです。今後も引き続き、ふれあいグラウンド等を使用していただきたい考えでおります。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） なかなかホームグラウンドまでは造れないというふうな答弁でございます。もちろんそうなのかなと思いますけれども。

それでは、この団体は、町内にサポートする会というのが、町民参加型で124名いるそうです。浪江町町民だけでね。その町民から、各会場へ練習試合等へ行く際に、年配者や応援に行きたくても移動手段のすべがないというふうな声が上がっております。

町として、少なくとも県内で行われる試合等、練習試合等も含めてなんですが、応援ツアーなど、バスを使っていくことができないのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしの応援サポーター等へのバスの運行支援ということですが、ほかのスポーツ競技団体や文化活動団体においても、応援等の移動手段においてはバスの手配等の支援を行っていないことから、特定の団体のみに公費を用いてバスの運行支援を行うことは、ほかのスポーツ競技団体や文化活動団体などからの理解が得られないことや、また、先日の磐越道でのバス事故による影響で、今後、バスツアー等、大変厳しい安全基準が求められるようになることが予想されております。

このような状況から、行政としての対応は難しいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 以上で私の質問を終わらせていただきますが、ここで、町長もいよいよ来月には2期目に向けて決戦になります。私ども議員各位は、今の浪江町には吉田栄光町長が必要であると思っておりますので、ぜひ再選され、本日述べていただいた今後の町を導いていただけるようご祈念を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本幸一郎君） 以上で12番、平本佳司君の一般質問を終わります。

---

○議長（山本幸一郎君） ここで、10時35分まで休憩とします。  
(午前10時12分)

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。  
(午前10時35分)

---

◇ 武 藤 晴 男 君

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君の質問を許可します。  
6番、武藤晴男君。

[6番 武藤晴男君登壇]

○6番（武藤晴男君） 6番の武藤晴男といいます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告書の基に質問をいたします。

なお、質問方法は一問一答方式です。よろしくお願いします。

私の一般質問ですが、一部、町の単独で答弁できるような内容ではない部分もあると思いますが、町として考えられる精一杯の回答をお願いいたします。

質問事項 1 から 4 について、順に行いますので、よろしくお願いします。

まず、質問事項 1 つ目、令和 7 年度町政懇談会に出た質疑について、会場の適宜な回答がされなかった項目と、その後の進展した事柄について質問します。

質問の要旨。

除染作業の進捗状況で、他町村では避難指示解除要件が整った地域から順次、避難指示解除をするという新聞の情報がありました。当町もその方向で避難指示解除を考えているのか、また、解除をするとすればいつ頃を想定しているのかお伺いいたします。

○町長（吉田栄光君） ありがとうございます。

武藤議員のおただしにお答えをしたいと思います。

双葉町の特定帰還居住区域における段階的な避難指示解除の考えにつきましては、私としても関心を寄せているところであります。

当町における特定帰還居住区域の除染及び避難指示解除につきましては、国、県、地域住民の皆様との合意形成が大前提と考えております。

今般の双葉町が示した避難指示解除要件が整った地域から順次解除するという考え方は、帰還を強く希望される住民の皆様のご生活再建を一日でも早く成し遂げるため有効な選択肢の一つであると認識をしているところであります。当町といたしましても、準備が整った地域から段階的に解除を進めることも視野に検討してまいりたいと考えております。

また、いつ頃を想定しているのかという問いただしでありますけれども、避難指示の解除の想定時期につきましては、除染の進捗やインフラの復旧状況、加えて、除染検証委員会の様々なご意見を踏まえて総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 6 番、武藤晴男君。

○6 番（武藤晴男君） 議長、すみません、筆記用具取りに、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、再質問なんですけれども、例えば、避難指示を解除する予定の地区は今のところ、あらあらでもいいですけれども、ロードマップを含めて、あるのか、ないのか、お伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 当然、議員おただしのとおり、ロードマップ等々を作成して前に進めていくのも当然かと思いますが、今、この特定帰還居住区域の除染、解体は、途に就いたばかりでありま

す。それぞれの、これは旧津島村、旧大堀村が大半だと思っておりますけれども、これら進捗については報告をいただいております。その報告の中で、今後どの、旧津島であれば、津島村のどの地域から可能かどうか、我々判断をして、今おただしのロードマップのような状況で、総合的に2020年度代で全ての計画が終われるよう国に求めていますし、町としても対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） 今現在はないと。これから設定していくというか、検討していくということだと思います。

では、次の質問の要旨で、昨年 of 町政懇談会は、7会場、69人の参加でした。年々少ない参加数になっていると、町は次回の町政懇談会で町政を多くの人 that 町民の声 that 聞けるような、町はどんな工夫をして町民の参加意欲を図るかお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

町政懇談会を開催することは、町民の皆様が日頃より抱えておりますご不安、それから様々な意見を直接お伺いする町政運営に反映する貴重な機会であると捉えているところでございます。

おただしの開催方法の工夫と、そして町民の参加意欲の向上につきましては、令和5年度に参加された方からは、平日が出やすい、それから土日のほうがいいといったような曜日に関する意見を伺っておりました。これらを精査した上で、前回の令和7年度開催のときは、働く世代が出席しやすいようにと土日開催をしたところでございますけれども、結果として、参加者数は減少傾向になったところでございます。

次回開催予定としております令和9年度に向けて、改めて曜日や時間帯の設定を検討するとともに、町で活用できる様々な情報発信媒体を活用するなど、参加意欲向上に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、町民の方々の意見について伺える場につきましては、町政懇談会だけではなく、既に実施しております町長への手紙、それから各種計画等の策定時に行っておりますパブリックコメントの実施など、町政懇談会へ出席できなくとも、政策ごとにご意見を伺う方法や広く意見を伺える場を設けてございますので、町といたしましては、今後とも住民の皆様 of 個々の事情に配慮した選択できる対応の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） 分かりました。

私の次の質問にちょっとかぶった部分がありますけれども、確認の意味でもう一度質問したいと思います。

町政懇談会の配布資料があると思いますけれども、それを参加住民が事前に紙媒体で欲しいという希望があれば配布できるような工夫をするのか、または、当町のホームページ等で事前に閲覧できるように工夫するのか、必要ではないかと私は考えていますが、いかがでしょうかとお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 提案いただきました懇談会資料の町ホームページでの掲載、それからダウンロード、希望者への事前配布、それぞれにつきまして、町民の皆様がより詳しく町政の内容をご理解いただくほか、興味や関心を持っていただくための有効な手段の一つであるとも考えているところでございます。

町政懇談会の次回開催に向けて、議員おただしの内容も含めて、様々なご意見を取り入れながら、町民の皆様が参加しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） いささか、ちょっとくどくなりますけれども、町民にこういったことが、懇談会があるよというふうに連絡するだけではなく、それでよいというだけではなく、もっと興味の持てる町政懇談会の開催の方向に、地域ごとに参加向上を上げる方法はないかどうか伺います。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

より多くの町民の皆様にご参加いただくためには、町民の皆様の関心が高いテーマの設定、それから地域の特性に応じた開催方法の工夫が重要であると考えているところでございます。

一方で、遠方に避難されている町民の皆様の状況によっては、どこの会場で設置してもなかなか参加できないというような状況があるとも考えているところでございます。そういったところも踏まえて、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、そういった方々も含めた多様なニーズに対応するために、あくまでもその町政懇談会だけというそういう形式にはこだわらず、様々な視点で住民の方々の声を町政に反映できるような取組を実施してまいりた

いと、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） 質問事項の2つ目に移りたいと思います。

住民意向調査と特定帰還居住区域の設定に係る帰還意向調査の2回目について質問します。

質問要旨は、前回の回答は令和5年、39.7%の町民、令和6年、44.5%の住民、令和7年度、41.4%という報告がありました。

そこで、ここでの調査分析結果で、帰還についてまだ判断がつかない、帰還しないと回答した割合はそれぞれどのくらいになっているのか、また、町として今後、帰還増加促進に有効な施策は何を考えているのかお伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

町が、復興庁、福島県と共同で実施しております浪江町住民意向調査の報告書の直近の結果でございますが、「戻らないと決めている」が51.0%と最も高く、次いで、「まだ判断がつかない」が24.7%となっております。

次に、帰還促進に有効な施策についてのおただしでございますが、住民意向調査の結果では、帰還をためらう主な理由としまして、医療環境への不安や除染、解体に伴う住家の消失などが上位に上げられており、これら住民の声からも、医療体制の整備と住宅確保の支援は、住民の帰還促進に有効な施策であると認識をしております。

まず、医療体制の整備につきましては、浪江診療所の診療科目の充実を図りつつ、富岡町のふたば医療センター附属病院をはじめ、近隣市町村の主要病院との広域医療連携を維持しまして、さらには、双葉地域における中核医療の核となる県立大野病院の後継病院の早期整備と確実な開院を福島県に強く働きかけ、こういうことをしながら、救急医療体制と初期診療体制を確保してまいりたいと考えております。

次に、住まいの確保についてでございますが、個人住宅再建支援補助金、こちらは最大25万円を補助しておりますが、こちらに加え、令和7年2月から福島県の補助と併せまして、町内に帰還された世帯を対象に、住宅の新築、修繕等に要した費用に対しまして、浪江町帰還促進強化事業補助金としまして、最大375万円の補助をしております。

引き続き、帰還を希望される方々の生活再建支援や生活環境整備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） 具体的な医療関係及び住まい関係の回答をいただきましてありがとうございます。

それでは、先ほどのくらの人が判断がつかない、または、帰還意向を示さないかという質問の中で、合計でそちらを合算すると、帰還困難区域の方は4分の3、75%の方が帰還しないということを考えているということで確認いたしました。

さて、視点を変えてみて、そもそも回答できない、しないという町民が、約6割いるというふうにデータからも出ています。町としては、この方々に対して調査回答率を上げる、要するに帰還しないとか、するとかという問題ではなくて、何も声を発しないという町民に対して具体的な施策を考えているかどうか、お伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

住民意向調査の未回答の方の理由としましては、避難先での就業や就学などに伴って、町への関心の低下、そして、震災以降、多数のアンケート調査を実施しておったり、そのアンケート調査には多くの設問に回答する必要があるということで、負担に考えていらっしゃるといったようなことも要因であると考えております。

このため、本住民意向調査におきましては、回答する皆様の利便性と回答への負担軽減を図るため、令和6年度の調査より従来の郵送の方法に加え、スマートフォンなどから簡易に回答できるオンライン回答システムなどを導入してきたところでございます。

引き続き、住民意向調査の回答率向上に向けては、復興庁及び福島県と協議検討しまして、回答する方の負担軽減を図りながら、より多くの町民の皆様の声を拾い上げられるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） では、質問要旨2番目の特定帰還居住区域の設定に係る帰還意向調査の2回目が実施されました。特定帰還居住区域の復興再生計画と地域がそれで認定されたというふうに、私は認識しています。

そこで質問です。

2回目の意向調査で認定された面積は、約9.4平方キロメートルになりました。この面積は、帰還困難区域で国有林を除いた面積の何割程度に当たりますか、お伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

当町の帰還困難区域の総面積から国有林を除いた面積は、55.89平方キロメートルでございまして、今回認定されました9.4平方キロメートルは、その約16.8%に相当しております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） ただいまの回答で、16.8%との回答ですが、この割合は、町としては広いと評価するのか、または少ないと思うのか。さらに、3回目の意向調査をして、この面積をさらに拡大する予定はありますか、伺います。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、これまで過去2回、帰還意向調査を実施しておりますが、調査を重ねるにつれまして、特定帰還居住区域の面積が拡大しているという意味では、一定の評価はできるものの、いまだに多くの区域が残されており、町内の全域を避難指示解除することを目指すという町の方針から、決して十分な規模であるとは考えておりません。引き続き一人でも多くの住民の皆様が帰還できるように、区域を広げていきたいと考えております。

3回目の意向確認についてのおただしでございますが、3回目の意向確認の実施、面積のさらなる拡大につきましては、将来的に町へ帰還したいという住民の皆様の声を丁寧にくみ上げるためにも、3回目の帰還意向調査を、今後実施したいと考えております。

調査の時期や詳細な手法につきましては、現在、国と協議を進めているところでございますので、具体的な帰還意向調査の実施時期、手法などが固まり次第、速やかに議会の皆様へご報告をさせていただきたいと考えております。

引き続き、特定帰還居住区域の制度に基づきまして、帰還を望む全ての町民の皆様が安心して戻れる環境を整えるため、国や関係機関と緊密に連携して、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） そうすると、私が準備した質問要旨の4項目について、今、具体的な回答があったので、ちょっと別の質問を出したいと思います。

特定帰還居住区域の除染は、帰還意思のある方の生活圏を対象とした除染であり、その区域を拡大するためには、今後、帰還意思のない方へのアプローチなどを行い、帰還意思がなくとも、除染をしていかなければならないと私は思いますが、町はどのように進めて

いくのか、お伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 議員のご質問にお答えいたします。

町としては、まずは認定を受けました特定帰還居住区域の復興再生計画をしっかりと進めることによりまして、現段階でまだ意向を示していない方や帰還を希望していないという方につきましても、帰還について検討していただけるような、この制度に基づいた取組を進めることが、まず肝要だと考えております。

さらには、その上で帰還意向のない土地・家屋につきましても、残された課題と申しておりますが、これについては一日も早く国に対して方針を示すように、これまでも要望しておりますし、今後とも強く国のほうに要望してまいりたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） ありがとうございます。

まだまだ面の除染とまでは、区域とまではいかないもので、今後も強力に進めてもらいたいと思います。

それでは、質問事項の3つ目に入ります。

東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度について質問します。

現在は、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町と4町で申請を受けています。そして、内閣府のホームページでは、令和9年4月10日まで延長されると報道があります。

そこで、質問です。

帰還困難区域では、避難指示の時期が決まっていないままで、この被災者生活再建支援制度が終了するという考えですか。町は、次年度も支援制度の再延長の要望を求めていますか、伺います。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 町は支援制度の再延長要望を求めていますかについてお答えします。

当該支援制度につきましても、これまでも1年ごとに延長されてきた経緯がございます。

現在、特定帰還居住区域については、国が2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、必要な箇所の除染を進めているところであり、除染の一つの手法として、家屋の解体も行われております。

避難指示解除後の帰還に伴い、解体後に住宅を再建される例もございますので、国においても支援制度の継続が必要であると認識しているものと考えております。

議員おただしの特定帰還居住区域以外の帰還困難区域につきまし

ても、町はもとより、町が構成町村の一つとなっている双葉地方町村会、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会等においても、避難指示解除の時期による不利益が生じないように、様々な機会を捉えて、国に対し制度の継続・延長について要望を重ねております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） ありがとうございます。

帰還困難区域は、一応2020年度までに避難指示を解除するという報道がありますので、町としてそれまでは当制度は延長されると私は考えますが、現在、町に、この制度はいつ頃までは間違いなく継続するという情報があるか、ないかの確認をお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） こちらは予算も伴うことでありますので、1年ごとという以外の情報は届いておりません。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） 分かりました。

それでは、次の要旨に入ります。

国の施策条件は私も理解しています。避難先で住宅を取得して、町内に残した住宅が個別な理由等で解体できない場合など、このようなときは被災者生活再建支援金の申請はできるのか、お伺いします。また、町にはそういった事情の支援策はありますか、重ねてお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

被災者生活再建支援金につきましては、震災時の居住家屋を失った世帯を対象に、単身世帯及び複数世帯の状況に応じて支給されるものです。なお、世帯構成員の全員が支給前に亡くなられた場合は、支援金は相続の対象とならないため、制度上支給の対象とはなりません。

住宅の被害が全壊及び大規模半壊の場合は、建物のり災証明書を添付することで申請ができますが、半壊の場合は、住宅の解体後に発行できる解体証明書も必要となります。

震災から15年以上経過していることから、解体証明書の発行が可能となり次第、早期の事務執行に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） 再質問をします。

今ほど相続等については、この制度が受けられないというふうに回答がありましたけれども、住宅解体申請そのものについて、住宅が今現在、本人が死亡した等による相続の問題が発生して、住宅解体ができない事例は、町は何件くらい把握しているか、お伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 住民課長。

○住民課長（松本孝徳君） ご質問にお答えいたします。

今現在、解体が進められておりますそういった事情のある物件については、町のほうでは全ては把握してございません。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） 個別の事情ですから、個別の人から申請がないとなかなか把握するのは難しいと思いますけれども、帰還意向も示すこともできなくて、今後、帰還困難区域の住宅を町内に残したまま朽ちていく姿を、その対象住民ではなくとも、これから私たちがずっと見ていかななくてはならないというのは、非常に心としてつらいものがあるので、ぜひその辺は住宅再建を含めて対応をよろしく願います。

次に、質問事項4について質問します。

国道114号整備計画について質問します。

この質問は、5月27日の私の通告後、6月4日に津島地区住民が、町長に対して要請、要望しました。私からは、別の方向から質問させていただきたいと思います。

まず、質問要旨は、整備について2工区、3工区は、一部の難所を除いてほぼ順調に進んでいます。1工区については、昨年、一部の関係者の合意を得られず、まとまりませんでした。が、今年度は、再事業化になると聞いています。

そこで、この件について、発注元の相双建設事務所から具体的な情報は来ているのか。来ているのであれば、今後、町として計画ルート等の案など具体的な要望をするのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

国道114号は、本町と県北地域を結ぶ重要な道路であります。津島地区においては、いまだ幅員狭小、急カーブの区間が残っております。このため福島県が、第3期復興・創生期間において国道399号との交差点付近の改良を実施することを確認しております。

整備計画1工区につきましては、現時点において具体的な内容は

示されておりましたが、6月4日の津島区長会からの要望を踏まえ、整備の必要性について共有しながら、地元住民の意見や地域の声が反映されるよう努めてまいります。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） ありがとうございます。

工区についても、1工区、2工区、3工区と分かれているんですけれども、そこが全部解決して、初めて整備が整うというところと私は考えているので、ぜひ相双建設事務所等に赴いて、連絡を密に取り合って、今後も建設促進に尽力していただきたいと思います。

現在2工区、3工区の工事が進められていますが、完成はいつ頃になるのか、相双建設事務所へ確認する予定はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

2工区、3工区につきましては、工事が完成した区間から順次供用され、全体計画約2.4キロメートルのうち、約1.1キロメートルが供用されており、引き続き、残る区間の早期供用に取り組んでいると伺っております。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） 再質問します。

2工区、3工区についても、工事等の困難箇所、難しい箇所が発生しているという情報を聞いているんですけれども、当初の計画からすれば、遅れていると私は思いますけれども、その問題箇所について、具体的に相双建設事務所のほうからどのような情報が来ているかどうか確認いたしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 2工区、3工区の完成予定につきましては、県に確認しておりますが、町に対しても具体的な完成時期は示されておられません。具体的な原因についても示されておられませんけれども、現場条件や気候による工程変更のリスクがあるため、まだ、対外的に明言できないものと推測しております。

町といたしましては、今後も県と工事の進捗状況を共有してまいります。

○議長（山本幸一郎君） 6番、武藤晴男君。

○6番（武藤晴男君） 国道114号の整備は、町長がいつも話しているんですけれども、浪江町が県庁まで連絡を取るというか、そういった最重要路線というふうに位置づけられているというのを私は聞きました。医療の面でも、浪江町から70分くらいで県立病院に行ける

とかという話も聞いています。

津島地区住民に限らず、浪江町民が等しく便利になるような町になるように、ぜひ私のほうからも要望いたしたいと思います。津島地区の住民も要望していますけれども、私からも重ねて要望したいと思います。

以上で私の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（山本幸一郎君） 以上で6番、武藤晴男君の一般質問を終わります。

---

#### ◇横 字 史 年 君

○議長（山本幸一郎君） 引き続き、1番、横字史年君の質問を許可します。

1番、横字史年君。

[1番 横字史年君登壇]

○1番（横字史年君） 1番の横字史年です。

議長より許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

なお、質問方法につきましては、通告書に記載のとおり、一括質問方式で行います。

本定例会においては、中東情勢と町政への影響、今後の物価高騰対策、防災体制、合併70周年記念事業と郷土教育、観光促進、そして、町の基金について伺います。

浪江町は、中長期的な復興計画を策定し、現在も計画を細かく見直しながら復興の歩みを進める途上にあります。一方で、世界情勢や物価、人口動態など、町だけではコントロールできない外部環境は大きく変化しています。そのような中で、町民生活を守りながら復興を着実に前へ進めるため、現状認識と今後の方向性について確認したいと思います。

まずは、大項目1、中東情勢と町政への影響について伺います。

近年、国際情勢は自治体行政にも直接影響を及ぼす時代となりました。中東地域の緊迫化は、日本にとってエネルギー価格だけの問題ではありません。原油価格の上昇は、輸送費や建設資材価格、電気料金など、幅広い分野へ波及し、その結果として、公共事業費や町民生活にも影響を及ぼしています。

浪江町は復興事業が集中的に進んでいる自治体です。住宅整備、産業関連施設整備、駅前整備など、多くの大型事業が同時並行で進んでいます。そのため、資材価格や物流コストの上昇が続けば、他自治体以上に影響を受ける可能性があります。

また、こうした国際情勢は、町民の日常生活にも関係します。ガソリン代や食料品価格、電気料金などの上昇は、家計への負担につながり、町内事業者にとっても経営環境の悪化につながります。

自治体として、国際情勢そのものを変えることはできませんが、その影響を早く把握し、適切に対応することは可能です。

そこで質問いたします。

まず、中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格や物価への影響について、浪江町としてどのように認識しているのか伺います。町民生活、町内事業者、そして、町の事業や財政運営に対し、現時点でどのような影響を想定しているのか、お聞かせください。

次に、現時点で進行中の町の復興事業について、影響を受ける事業とその程度について伺います。

工事費や資材調達、人件費、輸送費など、様々な要素がありますが、既に影響が生じている事業があるのか、また、今後影響が懸念される事業があるのか、お示してください。

最後に、今後、こうした事業が長期化した際、町の復興計画や財政運営、さらには整備事業における資材などの物価高騰対策についてどのように考えているのか、お伺いします。

復興計画では、今後5年間の方向性が示されていますが、外部環境が大きく変化した場合には、事業の優先順位や財源配分について判断を迫られる場面も想定されます。そのような中でも、復興を着実に前に進めるため、町長のお考えをお聞かせください。

続いて、大項目2、今後の物価高騰対策について伺います。

ここ数年、物価高騰は町民生活に大きな影響を与え続けています。食料品や電気料金、ガソリン代など、日常生活に欠かせないものの価格が上昇し、とりわけ子育て世代や年金生活者、所得が伸びにくい世帯にとっては、大きな負担となっています。

浪江町においても、国の重点支援地方交付金などを活用し、おこめ券をはじめとする様々な支援策を迅速に実施してきました。町民からも一定の評価があった一方で、短期間で制度設計や事務局の設置、対象者の整理、事務処理などを行う必要があり、担当部署の負担は非常に大きかったのではないかと推察しています。

行政は限られた人員で、多くの業務を担っています。そのため、1つの事業に人員が集中すると、本来進めるべき他の業務への影響が及ぶ可能性があります。また、人事異動もあれば、ノウハウを持った職員が継続して関わるのが難しい場合も考えられます。

一方で、物価高騰対策はスピードが命です。支援が半年後に届くより、1か月でも早く届くほうが、町民の安心につながります。だ

からこそ、今回の経験を一度振り返り、改善点を整理しておくことが、今後同様の事態に備える上で重要であると考えます。

そこで質問いたします。

まず、今年に入って実施した物価高騰対策について、その効果と課題を町としてどのように評価しているのか伺います。町民への支援という観点から、十分な成果が得られたと考えているのか、また、制度設計や事務執行の中で改善すべき点があったのか、お聞かせください。さらに、担当課の業務負担や他事業への影響についても、どのように認識しているのか伺います。

次に、今後、国から新たな物価高騰対策や交付金の活用方針が示された場合、事務負担の軽減と迅速な実施のため、どのような体制で対応していくのか伺います。

町民の生活を守るためには、次に必要となったときには、職員の負担も少ない形で実施できる体制づくりを期待し、答弁をお願いいたします。

続いて、大項目3、防災体制について伺います。

浪江町は、東日本大震災と原子力災害という世界でも例を見ない複合災害を経験した町です。その経験を持つ町だからこそ、防災は単なる行政事務ではなく、町民の命と暮らしを守るための最も重要な責務の一つであると考えています。

しかし、防災は、計画書を作成して終わるものではありません。実際に災害が発生した際には、誰がいつ何を判断し、どのように行動するのかが整理されていなければ、計画があっても機能しない可能性があります。

特に学校、役場、行政区は、それぞれ異なる役割を担っています。学校では、児童生徒の安全確保が最優先となり、役場は、災害対策本部として全体を統括し、行政区では、地域住民同士の助け合いが重要になります。それぞれが独立して動くのではなく、平常時から情報共有と訓練を重ねておくことで、初めて実効性のある防災体制になるものと考えます。

また、近年は地震だけでなく、豪雨災害や線状降水帯、大雪、火災など、災害の形も多様化しています。昼間だけではなく、夜間や休日に災害が発生した場合、限られた職員でどのように初動対応を行うのか、要配慮者への支援をどのように行うかなど、実践的な備えがますます重要になっています。

そこで質問いたします。

まず、町内の学校、町役場及び行政区における防災計画と避難訓練の実施状況について伺います。それぞれどのような災害を想定し

て計画を策定しているのか。また、年間どの程度の頻度で訓練を実施しているのか、お聞かせください。

次に、防災マニュアルはどのように作成され、どのように運用されているのかについて伺います。

マニュアルは、一度作成したら終わりではなく、実際の訓練や新たな災害事例を踏まえながら、継続的に見直ししていくことが重要です。誰が中心となって作成、改定を行っているのか。また、現場の職員や学校、地域住民の意見をどのように反映しているのか、お聞かせください。

続いて、大項目4、合併70周年記念事業と郷土教育について伺います。

今年、浪江町は合併70周年という大きな節目を迎えます。現在の浪江町は、震災前から住み続けている方、避難先から戻られた方、新たに移住された方など、多様な背景を持つ人々によって、新しいまちづくりが進められています。

だからこそ、合併70周年は単なる記念行事で終わらせるのではなく、浪江町とはどのような町なのか、どのような歴史を歩み、これからどのような町を目指すのかを、町民全体で考える機会にすることが重要ではないかと考えています。

特にその役割を担うのは、子供たちへの郷土教育です。地域への愛着や誇りは、教科書だけで身につくものではありません。実際に地域を歩き、歴史を知り、地域の人々から話を聞き、自ら考える経験の積み重ねによって育まれるものだと思います。合併70周年は、そのような歴史や文化を未来につなぐ絶好の機会ではないでしょうか。

そこで質問いたします。

まず、町内居住者及び避難者に対して、合併70周年記念事業はどのように位置づけているのか伺います。単なる式典やイベントとしてではなく、浪江とのつながりを再確認する機会として、どのような役割を期待しているのか、お聞かせください。

また、その中で、子供たちへの郷土教育をどのように位置づけ、今後の教育活動に生かしていく考えなのかについても伺います。

次に、浪江町の学校や地域と連携した郷土学習、体験学習について、具体的にどのような取組を進めていくのか伺います。

郷土教育は、教室の中だけで完結するものではありません。学校だけでなく、地域団体や関係機関とも連携しながら、多様な学びの場をつくることができれば、子供たちにとって貴重な経験になると考えます。これからの浪江町を担う子供たちが、自分たちの町に誇

りを持ち、将来のまちづくりを考える第一歩になるものと期待し、答弁をお願いいたします。

続いて、大項目 5、観光の促進について伺います。

今年度、浪江町では、新たに観光移住課が発足いたしました。これは、観光と移住を別々の政策として考えるのではなく、浪江町を知ってもらい、訪れてもらい、そして、将来的には住んでもらうという一連の流れを一体的に進めていくという町の姿勢の表れであると受け止めています。

一方で、浪江町の観光は、一般的な温泉地や景勝地を中心とした観光地とは性格が異なります。請戸地区の震災遺構や復興の歩み、F-R-E-Iをはじめとする最先端の研究拠点、水素や再生可能エネルギーへの挑戦、豊かな自然、野馬追や祭りなどの伝統文化、そして、大堀相馬焼やなみえ焼きそば、何よりこの地で挑戦する町民の皆さんの様々な取組や交流など、多様な魅力が存在しています。

しかし、それぞれが個別に発信されているだけでは、浪江町へ行ってみたいという動機にはつながりにくいのではないのでしょうか。重要なのは、それらの資源を一つのストーリーとして結びつけ、浪江町ならではの価値として発信することであると考えます。

また、観光の目的は、単に宿泊者数や来訪者数を増やすことだけではありません。交流人口が増えることで地域経済が活性化し、事業者の売上げ向上につながり、さらには、ここで暮らしてみたいと思う人が増えれば、移住や定住にもつながります。その意味で、観光政策と移住政策は密接に関係しており、今回の組織改編には大きな期待を寄せています。

そこで質問いたします。

まず、新たに発足した観光移住課について、浪江町の観光促進のための課題や現状についてどのように認識しているのか伺います。さらに今年度は、どのようなスケジュールや方向性で観光振興を進めていく予定なのかについても伺います。町としての今後の観光戦略について答弁をお願いいたします。

最後に、大項目 6、町の基金について伺います。

私はこれまでの一般質問の中で、ふるさと納税やネーミングライツなど自主財源の確保や財政基盤の強化について質問してまいりました。その理由は、浪江町の復興を将来にわたって持続可能なものとするためには、国の支援に加え、町独自の財源をいかに確保し、有効に活用していくかが極めて重要であると考えているからです。

その中で、町が保有する基金は、将来世代への備えであると同時に、必要な時期に適切に活用するための大切な財政資源です。

一方で、基金は持っているだけで価値が生まれるものではありません。もちろん安全性を第一に考える必要がありますが、近年は、金利環境も変化しており、多くの自治体では、安全性を確保しながら、効率的な運用についても検討が進められています。

浪江町は、現在、多くの復興事業を進めていますが、それらの事業には一定の計画性があります。事業の執行時期や資金需要を見通すことができるのであれば、直ちに使用予定のない資金については、より効率的な管理運用の余地があるのではないかと考えます。

また、基金は各担当課がそれぞれ管理しているものも多く、その運用状況や成果について組織全体で十分共有されているのかという点についても確認したいと思います。

仮に、安全な運用の中で、毎年僅かでも自主財源を増やすことができれば、その財源を子育て支援や教育、産業振興、福祉など、様々な自主財源の施策へ活用することが可能になります。復興が長期化する中においては、支出を考えるだけでなく、資産をどう生かすかという視点も、ますます重要になると考えています。

そこで質問いたします。

基金設置の目的、管理方法、残高および運用方針について伺います。

現在、浪江町には、復興や公共施設整備、財政調整など、様々な目的を持つ基金がありますが、主要なものについてそれぞれどのような考え方で管理運用されているのかについてお聞かせください。また、運用に当たっては、安全性と効率性をどのように両立しているのかについても伺います。さらに、今後の復興事業の進捗や財政見通しを踏まえ、基金の運用方法について改善や見通しを検討している点があれば、お考えをお聞かせください。

私は、基金は将来のために守るものであると同時に、町民のために生かすものであるとも考えています。限られた財源を最大限有効活用し、将来にわたって持続可能な町政運営につなげるためにも、基金の適切な管理と運用について町のお考えを伺い、この質問いたします。

以上6項目についてお伺いいたしました。これで私の1度目の質問を終わります。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） ありがとうございます。

横字議員の中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格・物価などの影響について、町の認識の問いただしでありますけれども、議員おただしの中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰や輸送コストの上

昇、さらにはそれらに伴う電気料金や日常物価の変動につきましては、町長として町民生活の安定や地域事業者の経営継続並びに復興事業の推進において、極めて大きな外部リスクであると認識しているところであります。

その影響は、町民生活の維持、町の復興推進、さらには財政運営などの多岐にわたるため、各担当課において状況把握と情報収集に努めつつ、副町長を座長とする政策調整会議を開催し、全庁的な情報共有と具体的な施策の検討をするよう指示したところであります。

昨今の情勢下、当町においても、地域経済や民間投資の落ち込み、復興事業の遅延、財政負担の増加などが強く懸念されるところでありますので、先月20日には、原発事故による帰還困難区域を抱える町村協議会として、物価高騰や人件費の上昇に伴う事業費の増加により復興事業が停滞し、ひいては住民の皆様の帰還の遅れにつながることをないよう、年度途中において復興財源の増額も含め、状況に応じた柔軟な運用を関係省庁に要望したところであります。

引き続き、国の物価高騰対応重点支援地方交付金をはじめとする各種物価高騰対策を注視するとともに、復興財源につきましては資材高騰などに即応できるよう、引き続き国に対し弾力的な運用を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、今後の中東情勢の長期化等により、町の復興計画や財政運営、物価高騰対策に影響が出た場合、どのような方法で対応していくのかの問いただしでありますけれども、中東情勢の影響が長期化した場合、現在想定しております財政運営や事業計画は、修正を迫られる可能性がございます。

令和8年3月に策定した浪江町復興計画【第三次】後期基本計画において、今後5年間の町政の在り方をお示しさせていただいた中で、各施策の目標を達成できるよう、国に対して復興財源の確実な確保と柔軟な運用を求めていく一方、町単独財源の配分においては、町民生活に直結するような施策や、真に緊急性の高い事業を最優先とし、場合によっては、事業の優先順位の精査や各種基金の活用などについても検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、施設整備に係る工期の延長などが発生した際は、町民生活などへの影響を最小限にとどめるべく、あらゆる可能性を想定しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

その他のご質問は、副町長、担当課長より答弁をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 大内副町長。

○副町長（大内健太郎君） ご質問にお答えいたします。

町の復興事業における中東情勢の緊迫化の影響についてでございます。

す。

現在発注してございます産学官連携施設、浪江駅周辺整備における各施設、野菜等集出荷貯蔵施設といった建築工事におきましては、現時点では影響は顕在化していないものの、今後、石油に由来する建築資材の調達、現在非常に不安定になりつつあり、資材価格の高騰や納期の遅れなどのリスクをはらんでいると認識しております。

町が実施する各種の事業につきましては、物価の上昇等を踏まえた最新の単価による積算や、資材の納期等についても情報収集し、庁内各課によるインフラ工程会議において、進捗管理、情報共有をしながら適切な管理に努めているところであります。

今後、影響が顕在化してきた場合、町では、国や福島県の基準に準拠しまして、物価や資材、労務費の高騰に対応するためのスライド条項を工事請負契約約款において定めておりますので、こうした制度に基づきながら、事業費や工程について精査しつつ、適切に対応してまいります。

また、財源につきましても、今回の中東情勢のような事態にも対応できるよう、引き続き弾力的な運用を国に求めてまいります。

○議長（山本幸一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本邦一君） それでは、私のほうから大きい2番目の今後の物価高騰対策についての（1）今年行った物価高騰対策の評価と、事務負担軽減や速やかな実施のための対応の2点について、一括してお答えいたします。

今年に入って実施した物価高騰対策といたしましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、おこめ券の配付、子育て応援手当の支給、水道基本料金の免除、低所得世帯及び後期高齢者への特別給付金の給付などの事業を実施しております。

まず、町としての評価でございますが、3月議会でもご答弁申し上げておりますが、支援を受けられた皆様からの家計への下支えになったとの声をいただいております、生活現場の実感につながる迅速な支援という点において、一定の効果があつたと評価しております。

事務執行面では、職員には一定程度の負担がございましたが、おこめ券の配付、水道料金の免除、特別給付金の給付について、申請手続を省略することで、住民負担及び事務負担の軽減を図り、迅速な対応につなげることができたものと考えております。

一方、課題といたしましては、物価高騰の影響は今後も長期化が予想されることから、体制も含めて継続的な支援の在り方について、引き続き検討してまいります。

次に、国から新たな物価高騰対策が示された場合の対応について

でございますが、国の令和８年度補正予算における重点支援地方交付金の追加措置の交付予定額など詳細につきましては、現時点では判明しておりません。

既に交付金の追加措置を見据えて、当町でも各課に検討を進めるよう、企画財政課より依頼しておりますが、今後、交付金の取扱いに関する詳細な通知が発出され次第、直ちに全課へ情報共有を行うとともに、私を座長とする政策調整会議を開催して、全庁的に施策の検討を進めてまいります。

事務負担の軽減と速やかな実施に向けた体制と方針でございますが、昨年度実施したおこめ券配付の事業においては、コールセンター業務を各課で分担し、担当課に事務が集中しないよう、全庁的な体制を構築いたしました。こうした分業体制により、住民対応の迅速化と職員負担の平準化を図ることができたものと認識しております。

今後の施策の検討に当たりましても、前回の事業の構築状況を検証した上で、全庁的な分業・協力体制を構築するとともに、事務処理の性質に応じて外部委託の積極的な活用も視野に入れ、効率化と迅速な支援の両立を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 私のほうからは、３の防災体制、（１）の町内の町役場及び行政区における防災計画と避難訓練の実施状況についてお答えいたします。

役場では、浪江町地域防災計画に基づきまして、全庁的な防災訓練を年次で実施しております。また、令和７年度は、町主催の住民参加型の津波避難訓練を、幾世橋地区の幾世橋コミュニティセンターで実施し、炊き出し訓練や消防署による傷病者搬送訓練を行ったところでございまして、令和８年度についても同様な避難訓練を実施する考えでいるところでございます。

地域防災計画につきましては、一般災害、原子力災害、地震・津波災害の３つを定めておりまして、夜間・休日の配備態勢につきましては、年度による職員の異動後、各課に改めて報告を求めるとともに、その配備態勢の下、その年度において実際の運用を行っているところでございます。

また、要配慮者の支援についてでございますけれども、75歳以上の高齢の方、障害をお持ちの方、介護認定を受けている方など、災害発生時に支援が必要な方については、平時において個別避難計画を担当課で策定しておりまして、災害のおそれがある場合や実際の

災害時に要配慮者への確認、例えば安否確認とか避難状況となりますけれども、そういった確認を実施しているところでございます。

また、行政区における計画、訓練につきましては、各行政区が主体となって実施しているところでございますが、例えば牛渡・樋渡地区におきましては、令和6年度に県の支援を受けて、地区防災計画を策定しております。また、幾世橋地区は、区長を中心に防災コミュニティの集いなどを行っておりまして、町としても地域防災計画に関係するものと感じてございますので、必要に応じてそういった集いなどの場に参加しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、なみえ創成小・中学校の防災計画及び避難訓練についてお答えいたします。

本校の防災計画は、福島県教育委員会作成の学校災害対応マニュアルを基本とし、本町の現状や地域特性を反映させて策定しております。この計画は学校の教育計画の中に明確に位置づけられており、小・中学校ともに共通理解の下、一貫した体制で実施しております。

避難訓練につきましても、教育計画に基づき、毎年5月に地震発生及び津波警報発令を想定した避難・保護者引渡訓練を行うほか、11月には火災発生を想定した避難訓練を実施しております。

これらを通じ、児童生徒の防災意識の向上はもとより、小・中学校の全教職員が迅速かつ的確に連携できる体制の構築を図っておりまして、今後も教育計画を軸とした防災教育の充実に努め、児童生徒の安全確保に万全を期してまいります。

続きまして、マニュアルの運用についてのご質問にお答えいたします。

学校の避難訓練のマニュアルにつきましては、実効性を優先に作成することを心がけております。

今年度の実施に当たっては、避難の在り方についての共通理解などを図るため、浪江にじいろこども園、なみえ創成小・中学校、教育委員会、総務課防災安全係、そして、防災の有識者である福島大学による協議を4回実施し、マニュアルを改訂したところでございます。

今後も実施後の検証を繰り返し、子供たちの命を守る体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（柴野一志君） 続きまして、4、合併70周年記念事業と郷

土教育について、（１）町内居住者及び避難者への合併70周年記念事業の位置づけと、特に子供たちの郷土教育への活用方針についてお答えいたします。

当町は、現在復興に取り組む途上でございます。多くの住民が今なお避難生活を続けている状況でございます。このようなことに配慮しながら、合併70周年記念事業につきましては、町政の発展にご尽力いただいた功労者の皆様や、当町にご支援をくださった方々へ感謝をお伝えすることに主眼を置いて、十日市祭の前日に記念式典を執り行う予定でございます。

また、町内にお住まいの方、そして避難されている方々が、改めて町の70年の歩みを共有する大切な機会とも位置づけておりますので、十日市祭の期間中、会場に町の歴史や文化を振り返り、町の節目を記憶に残す事業として、パネル展示あるいは映像放映などを通じて、本事業の趣旨に触れていただく機会として実施したいと考えているところでございます。

このように、今回は町の現状を鑑み、最小限の事業とはしておりますが、今後、町民の生活基盤の充実に向けた復興事業について全力で取り組み、来るべき80周年の際に、盛大に開催できるよう対応していくように考えているところでございます。

現段階では、郷土教育への活用までは、記念事業の中で考えてはいなかったところでございます。

○議長（山本幸一郎君） 教育長。

○教育長（横山浩志君） では、私のほうから、大きな4番の（２）学校や地域と連携した郷土学習・体験学習についてのご質問にお答えしたいと思います。

なみえ創成小・中学校では、地域の豊かな人材や組織、伝統文化などの地域素材を最大限に活用した体験活動、調査活動を推進しております。子供たちが浪江町の歴史や産業、人と人とのつながりを深く学び、ふるさとへの誇りと愛着を育むことができるよう、特色ある教育課程を展開しているところでございます。

なみえ創成小・中学校では、ふるさと郷土学習、体験学習のことをふるさと創造学という形で名前をつけまして、学びを展開しているところでございます。

具体的には、地域と連携した郷土学習につきましては、大堀地区の窯元を招いて、小・中学校の児童生徒全員が大堀相馬焼の製作体験を行っております。これは、学校創設当初から続けておりまして、製作体験を通して歴史伝統文化を学ぶ機会となっているものと考えております。

また、小学校では、町民の方を講師としてお招きし、かぼちゃ饅頭でありますとか、紅葉汁づくりや米作り体験等にも取り組んでおります。中学校では、地域の芸能保存会から田植え踊り等を学ぶ教育活動も行っております。さらに今年度からは相馬流れ山踊りを学ぶ機会を創出いたします。

引き続き、地域に根差した学びや体験活動を充実させてゆく所存でございます。地域ごとの特色を生かした学びを展開しております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 観光移住課長。

○観光移住課長（佐藤貴徳君） それでは、大きい5番、観光促進についての（1）町の観光促進のための課題や現状、今後の観光促進のスケジュールと方向性についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、観光移住課は、昨年度まで産業振興課で担っておりました観光振興と、企画財政課で担っておりました情報発信、さらには移住推進、それらを一つの課にまとめる形で今年度より発足をいたしました。

現状といたしましては、道の駅なみえや震災遺構浪江町立請戸小学校、福島いこいの村なみえや丈六公園、陶芸の杜おおぼりなど、これまでに整備・再開いたしました施設や、十日市、相馬野馬追などのイベントに一定の集客が図られているものと考えてございます。

また、高瀬球場や復興海浜緑地の整備により、スポーツやレクリエーションなどに適した場所も整備されており、復興祈念公園も開園するとともに、今後もF-R-E-Iをはじめとするイノベ関連施設の立地も進んでまいるものと考えてございます。

さらには、鮭やな場や今後再開を目指す請戸海水浴場、県立自然公園高瀬川溪谷などの自然資源も含めまして、当町には様々な観光・交流資源がございます。今後は、こうした資源のさらなる磨き上げと、今あるものをどのように有効的に結びつけるのか、また、どのように魅力を発信していくのかということが、課題と認識してございます。

そのための仕組みづくりや体制づくりにつきましては、まずは今年度をかけまして、今申し上げました現状や課題を踏まえ、観光振興のためには、来訪いただく方々を増やすための発信と、来訪いただいた方々に町内を回遊し、滞在し、消費していただく仕組みが重要と考えておりますことから、今後の観光振興のためにどうあるべきか、観光の振興の軸となります、仮称ではございますが、浪江町観光ビジョンといったものの策定や、観光振興の担い手となる組織の在り方につきましてしっかり検討してまいりたいと考えてござい

ます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 会計管理者。

○会計管理者（西 健一君） 6番、町の基金についてのご質問にお答えいたします。

現在、浪江町では22の基金がございまして、令和8年度の当初予算後の総額は約336億円となっております。

主な基金について幾つかご紹介いたしますと、まず浪江町財政調整基金でございまして、目的は町の財政の調整を図るためとされておりまして、約20億円でございます。

次に、浪江町復旧・復興基金でございしますが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害からの復旧及び復興に係る事業に要する資金を積み立てるためとされておりまして、約86億円でございます。

次に、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金でございしますが、福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備交付金事業等の実施に要する資金として、帰還・移住等環境整備交付金を積み立てるためとされておりまして、約53億円でございます。

また、浪江町行財政長期安定化基金でございしますが、原発事故により必要となった事業及び施策に要する経費に充てるほか、原発事故の影響に対する町の行財政運営の長期的な安定化を図るためとされておりまして、約106億円でございます。

次に、基金の管理方法でございしますが、各基金の基金管理者が、基金台帳により取崩しや積立て及び残高について管理しておりまして、また残高のうち債券による運用を行っている部分につきましては、会計管理者が債券台帳により管理してございます。

運用の方針といたしましては、安全性及び流動性を十分に確保した上で、効率的な資金運用に努めていくこととしておりまして、保有する債券につきましては、日本国債、政府保証債、地方債、財投機関債、一般担保付または格付A以上の債権としているところでございまして、この方針に基づき、現在保有している債権の総額は約25億円、また定期預金は75億円ございまして、またこれらによる昨年度の利子収入は、合わせて約4,900万円以上となる見込みでございます。

各基金管理者との共有とのご質問でございましたが、基金管理者は、基金に属する現金を有価証券に代えようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議の上、町長の指示を受けなければならないとされておりまして、現状といたしましては、会計管理者のほうから

基金管理者に債券運用を提案し、運用しているところでございます。

議員おただしのとおり、運用資金をより多く確保していくことは重要であると考えておりまして、今後も各基金管理者としっかりと協議し、引き続き適切な運用に努めてまいります。

---

○議長（山本幸一郎君） 再質問あるかと思いますが、ここで昼食休憩ため、13時10分まで休憩いたします。

（午前 11 時 52 分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 1 時 10 分）

---

○議長（山本幸一郎君） 1 番、横字史年君。

○1 番（横字史年君） それでは、幾つか再質問させていただきます。

まず、大項目 1 について再質問いたします。

先ほど副町長より、既存の事業において大きな遅れ等は、今のところ見られないとの趣旨のご答弁をいただきました。つきましては、これから本格的に始まる駅前を整備や駅舎改修、または駅前付近の民間の事業者様の進出、そして可能であれば、F－R E I 等についても、何か今回の中東情勢の悪化による影響の報告を受けているかどうか、お伺いいたします。

次に、大項目 4、合併70周年記念に絡めてですけれども、こちらは特になみえ創成小・中学校において、合併70周年ということで何か特別に行うかどうかについてお伺いいたします。

続きまして、大項目 5、浪江町の観光促進について、先ほど課長より、観光ビジョンもしくは自主的に観光促進を行う団体についての答弁がありましたが、こちらに関しては、今年度中に取りまとめて、来年度からそのビジョンもしくは新たな観光協会のようなものが発足して進めるのかどうか、スケジュールについてお伺いいたします。

最後に、大項目 6 の基金についてお伺いいたします。

そもそも財政というのは、数ある様々な役場の事業の中でも相当特殊で、かつ短期的には結果や効果が見えにくいものだと認識しています。また、定期的な人事異動等もあるので、いつまでも同じ人間が、同じ運用方針の下、進むわけにはいかないというのは理解しています。

その上で、そもそも会計管理者、各課長は、自分の管理する基金の運用についてどのように引継ぎ等されているのか、具体的な引継

ぎ事例について教えてください。

また、会計管理者は、実際に管理する債権等に関して、マーケットの最新動向や保有債券の格付の変更等があった場合、どのように情報を集めているのかについてもお伺いさせていただきます。

最後ですけれども、各課長と会計管理者の協議の下、現在運用されていると思いますが、今後、最大限に運用効率を上げるためには、どのような形が望ましいと思われるか、ご意見をお伺いできればと思います。

以上で私の再質問を終わります。

○議長（山本幸一郎君） 大内副町長。

○副町長（大内健太郎君） 再質問にお答えいたします。

いろいろと報告を伺っておりますと、まず、発注済みのものについてはその段階で既に資材もある程度確保済みということで、順調に進んでいるというものもあれば、一方で、この先必要になってくる部材について、まだ影響の状況が見えないということで、請負先の事業者において、まだ発注者に対していろいろな協議ができる状況に至っていないということもお聞きしているところです。

いずれにいたしましても、発注先との情報共有を密にしつつ、一方で、国のほうでも中東情勢を踏まえた関係閣僚会議というのが立ち上がっておりまして、いわゆる流通の目詰まりに対する各業界への働きかけ等も政府において行っているということもございます。そうした状況も注視しながら、円滑な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 教育長。

○教育長（横山浩志君） 合併70周年記念事業を学校関係で何か行うのかということで、ご質問にお答えしたいと思います。

先ほど総務課長のほうからも回答がありましたとおり、学校関係におきましても、特別、子供たちが参加して行事等を行うことは計画しておりません。

しかしながら、やはり70周年という学びは非常に大切なものと捉えておりますので、これをきっかけに、やはり児童生徒がふるさと浪江の歴史について改めて興味・関心を持って学びができるように、働きかけはしてまいりたいと考えております。

さらに、式典、十日市等でパネル展示等もございますので、そちらも含めまして、教育の場面でも活用できると思いますので、そういった資料等も活用しながら、ふるさと学習は進めてまいりたいと考えております。

さらに、日々の教育、学びですけれども、ホームページ等でも発

信しております。ホームページのほうも現在リニューアルして、より一層、町外の方にも見ていただけるような工夫もしております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 観光移住課長。

○観光移住課長（佐藤貴徳君） それでは、浪江町観光ビジョン（仮称）でございますけれども、そちらの策定に関するスケジュール等についてお答えいたします。

現在、町のほうで官民合同チームのご支援をいただきながら、現在、そういった観光ビジョンもしくは観光振興の担い手となる組織の在り方について、今、議論を進めてございます。スケジューリングに関しても、同時に今、調整をしてございます。

まずは、観光振興の担い手となる組織とは、こういった組織が必要になるのかという部分と、あと、観光ビジョンに関しては、浪江町のキーパーソンのみならず、オール浪江で多くの事業者さんを巻き込んでいきたいという考えがございます。こういったものを観光ビジョンに掲載していくというところで、現在調整を行っております。

スケジューリングに関しましては、まだはっきり申し上げる段階ではございませんが、今年度を目途に進めてまいりたいと現段階で考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 会計管理者。

○会計管理者（西 健一君） まず、引継ぎはどのようにしているのかというご質問でございました。

私が引継ぎを受けたのは、債券台帳を基に、保有している債権の銘柄ですとか、年数とか利率などについて引継ぎを受けまして、さらに運用の重要性というものをしっかりと引継ぎを受けたというふうに印象を持っております。

その中で、どのように運用効率を上げていくのかというご質問がございました。これにつきまして、現状、浪江町では、震災以前の年間予算の数倍の予算執行をしているところでございまして、非常に特殊な状況となっておりますことから、当面は流動性の確保を優先してまいりたいと考えているところでございます。

その中でも、しっかりと各基金管理者と財政部門と、いかにして運用に回せる資金を捻出していくのかということは、しっかりと協議しながら運用に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山本幸一郎君） 1 番、横字史年君。

○1 番（横字史年君） 再々質問させていただきます。

大項目 6 の基金について、最後に再々質問させていただきますが、まず、先ほどの再質問において、1 点質問にさせていただいた会計管理者が、マーケットの最新動向や保有債券の格付について、最新の情報をどのように得ているかという部分についてのご回答を、まずお伺いできればと思います。

また、答えるのが難しいかもしれませんが、先ほど会計管理者より、運用の重要性についても引継ぎをされたことは理解しました。その上で、各課の課長が基金の実質の管理者である以上、各課の課長に関しては、どのように引継ぎされているのかというのも、正直言って、大きな基金を管理しているところほど気になるところです。もしそのあたり、何か情報やどのような説明をしたかなどの詳細があれば教えていただきたいです。

私の再々質問はこれで終わります。

○議長（山本幸一郎君） 会計管理者。

○会計管理者（西 健一君） まず、最新情報をどのようにして収集しているのかということでございますが、一番的確に説明してくれる証券会社などからの情報が非常に参考になります。それから、新聞やテレビなどの情報、インターネットなどからの情報を入手しているところでございます。

各基金管理者の引継ぎにつきましては、答弁調整をお願いします。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 各基金管理者におけるそういった基金の管理の引継ぎということでございますが、先ほど会計管理者からもあったように、本来は基金管理者がどういった運用をするかということで、会計管理者と協議の上、最終的には町長に判断していただくという規定にはなっておりますが、私の知る限り震災以降ですが、逆の形で会計管理者のほうから運用を考えていただいて、各基金管理者に協議をいただいているという形になってきておまして、各管理者のほうで、そういった引継ぎがなされていたかというのと、恐らくしっかりととはなされていなかったということで認識をしております。

浪江町の資金管理及び運用に関する基準という規定を設けており、この中に安全性の確保や流動性の確保、効率性の追求などといった原則や、こういったことに使えますということも、基準の中で明記されておりますので、しっかりと各基金の管理者へこういったものを周知して、そういった運用をするというような認識といたしますか、意識のほうを醸成してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 以上で1番、横字史年君の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。

（午後 1時23分）

6 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

令和 8 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）午前 9 時開議

- |         |           |                                                            |
|---------|-----------|------------------------------------------------------------|
| 日程第 1   | 承認第 2 号   | 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 0 号））             |
| 日程第 2   | 承認第 3 号   | 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 1 号）） |
| 日程第 3   | 承認第 4 号   | 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））       |
| 日程第 4   | 承認第 5 号   | 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））         |
| 日程第 5   | 承認第 6 号   | 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））        |
| 日程第 6   | 承認第 7 号   | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）                         |
| 日程第 7   | 承認第 8 号   | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）                   |
| 日程第 8   | 議案第 5 3 号 | 浪江町火入れに関する条例の一部改正について                                      |
| 日程第 9   | 議案第 5 4 号 | 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                    |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 5 号 | 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                   |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 6 号 | 工事請負契約の締結について（浪江町エネルギーセンター整備工事）                            |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 7 号 | 工事請負契約の締結について（令和 8 年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域                     |

|         |           |                                       |
|---------|-----------|---------------------------------------|
|         |           | 内) )                                  |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 8 号 | 工事請負契約の締結について（浪江にじい<br>ろこども園園庭整備工事）   |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 9 号 | 物品購入契約の締結について（宅地用除草<br>剤購入（単価契約））     |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 0 号 | 浪江町道路線の認定及び廃止について                     |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 1 号 | 令和 8 年度浪江町一般会計補正予算（第 1<br>号）          |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 2 号 | 令和 8 年度浪江町国民健康保険事業特別会<br>計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 3 号 | 令和 8 年度浪江町介護保険事業特別会計補<br>正予算（第 1 号）   |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 4 号 | 令和 8 年度浪江町水道事業会計補正予算<br>（第 1 号）       |
| 日程第 2 0 | 報告第 1 号   | 令和 7 年度浪江町一般会計継続費繰越計算<br>書について        |
| 日程第 2 1 | 報告第 2 号   | 令和 7 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越<br>計算書について      |
| 日程第 2 2 | 報告第 3 号   | 令和 7 年度浪江町水道事業会計継続費繰越<br>計算書について      |
| 日程第 2 3 | 報告第 4 号   | 令和 7 年度浪江町水道事業会計予算繰越計<br>算書について       |
| 日程第 2 4 | 報告第 5 号   | 令和 7 年度浪江町公共下水道事業会計予算<br>繰越計算書について    |

出席議員（１２名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 横 字 史 年 君 | 2 番  | 佐 藤 勝 伸 君 |
| 3 番  | 鈴 木 幸 治 君 | 4 番  | 山 本 幸一郎 君 |
| 5 番  | 紺 野 豊 君   | 6 番  | 武 藤 晴 男 君 |
| 7 番  | 紺 野 則 夫 君 | 8 番  | 佐々木 茂 君   |
| 9 番  | 佐々木 勇 治 君 | 10 番 | 半 谷 正 夫 君 |
| 11 番 | 松 田 孝 司 君 | 12 番 | 平 本 佳 司 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                          |             |                                             |           |
|--------------------------|-------------|---------------------------------------------|-----------|
| 町                        | 吉 田 長 栄 光 君 | 副 町 長                                       | 山 本 邦 一 君 |
| 副 町 長                    | 大 内 健 太郎 君  | 教 育 長                                       | 横 山 浩 志 君 |
| 代 表 監 査 委 員              | 宮 口 勝 美 君   | 総 務 課 長 兼 選挙管理委員会書記長                        | 柴 野 一 志 君 |
| 企 画 財 政 課 長              | 吉 田 厚 志 君   | 住 民 課 長                                     | 松 本 孝 徳 君 |
| 産 業 振 興 課 長              | 蒲 原 文 崇 君   | 観 光 移 住 課 長                                 | 佐 藤 貴 徳 君 |
| 農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局局長 | 大 浦 龍 爾 君   | 住 宅 水 道 課 長                                 | 金 山 信 一 君 |
| 建 設 課 長                  | 宮 林 薫 君     | 市 街 地 整 備 課 長                               | 今 野 裕 仁 君 |
| 健 康 保 険 課 長              | 松 本 幸 夫 君   | 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮設津島診療所事務長                | 中 野 隆 幸 君 |
| 介 護 福 祉 課 長              | 木 村 順 一 君   | 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 兼 津 島 支 所 長             | 西 健 一 君   |
| 教 育 総 務 課 長              | 鈴 木 清 水 君   | 生 涯 学 習 課 長 兼 浪 江 町 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長 | 岡 秀 樹 君   |

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 中野 夕華子 君  
書記 佐々木 涼 君

次

今野 長雄 一 君

---

○議長（山本幸一郎君） おはようございます。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

また、報道機関から撮影の申出があります。これを許可したいと思っておりますので、ご了承ください。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（山本幸一郎君） ただいまの出席議員数は12人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

---

#### ◎承認第2号から報告第5号の一括上程、説明

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。日程第1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町一般会計補正予算（第10号））から日程第24、報告第5号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計予算繰越計算書についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、承認第2号から日程第24、報告第5号までを一括議題とします。

日程第1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町一般会計補正予算（第10号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、地方交付税や各事業費が確定したことにより、令和7年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額

から歳入歳出それぞれ 2 億 9,626 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 423 億 4,061 万円とするものです。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、事項別明細書により説明をいたします。

議案集の 13 ページをお開きください。

それでは、まず、歳入の主なものから説明をいたします。

款 2 地方譲与税から 15 ページの款 8 環境性能割交付金までにつきましては、交付額の確定に伴う増額となっております。

15 ページの款 10 地方交付税につきましては、特別交付税の確定に伴う増額となっております。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金 6,484 万 2,000 円の減につきましては、主に、節 1 総務費国庫補助金におきまして、福島再生加速化交付金を財源として実施します農業基盤整備促進事業などの実績に伴います減額となります。

16 ページをご覧ください。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金 1,097 万 4,000 円の減につきましては、主に、節 3 福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金におきまして、町道修繕事業の実績に伴います減額となっております。

17 ページをご覧ください。

款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金 1,352 万円の減につきましては、営農再開支援補助金、こちらの実績に伴います減額となっております。

目 7 教育費県補助金 1,000 万 3,000 円の減につきましては、主に、被災児童生徒等就学支援事業補助金の実績に伴います減額となっております。

18 ページをご覧ください。

款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金 4,302 万 3,000 円の増につきましては、浪江町行財政長期安定化基金利子をはじめとした基金利子の金額確定に伴います予算の増額となっております。

款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 4 ふるさと納税 1,550 万円の増につきましては、寄附額の確定に伴います増額となっております。

19 ページをご覧ください。

款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 2 浪江町復旧・復興基金繰入金 1 億 2,131 万 1,000 円の減及び目 7 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金 3 億 5,900 万 9,000 円の減につきましては、主に、駅周

辺整備に係る一団地整備事業及び大規模畜産施設の敷地造成事業、こちらの実績に伴う減額となっております。

21ページをご覧ください。

ここからは歳出の説明となります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財政管理費2,841万6,000円の増につきましては、主に、節24積立金において、浪江町行財政長期安定化基金の利子積立てに伴う増額となっております。

目 6 企画費 3 億3,817万7,000円の増につきましては、主に、節24積立金において、今年度の復興事業の財源とするため、浪江町復旧・復興基金への積立てを行うための増額となっております。

目 7 情報管理費1,140万円の減につきましては、主に、情報システム標準化・共通化対応委託料の実績に伴う減額となっております。

23ページをご覧ください。

目14移住推進費7,806万5,000円の減につきましては、主に、節14工事請負費において、駅前交流施設整備工事に係る前払金の確定に伴います予算の減額となっております。

26ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 2 児童措置費2,006万5,000円の減につきましては、児童手当の支給実績に伴う減額となっております。

28ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 3 災害救助費、目 3 災害救助救援対策費1,519万3,000円の減につきましては、主に、節19扶助費におきまして、災害弔慰金等の支給実績に伴う減額となっております。

30ページをご覧ください。

款 4 衛生費、項 3 上水道費、目 1 上水道費1,333万7,000円の減につきましては、主に、節18負担金、補助及び交付金において、上水道事業補助金の実績に伴う減額となっております。

31ページをご覧ください。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 4 営農再開支援事業費1,228万8,000円の減につきましては、主に、節18負担金、補助及び交付金において、各種営農再開支援に係る補助事業の実績に伴います減額となっております。

目 6 畜産業費 2 億5,021万5,000円の減につきましては、主に、節14工事請負費において、大規模畜産施設敷地造成工事の実績に伴う減額となっております。

32ページをご覧ください。

項 2 農業土木費、目 1 農地保全管理費3,135万円の減につきまし

ては、農地保全調査測量設計委託料の実績に伴う減額となっております。

33ページをご覧ください。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費 2,100 万円の減につきましては、主に、道路修繕工事に係ります工事請負費などの実績に伴います減額となっております。

34ページをご覧ください。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 4 まちづくり整備事業費 1 億 5,841 万円の減につきましては、主に、駅周辺整備に係る各種委託料及び工事請負費、そして物件移転補償費の実績などに伴う減額となっております。

9 ページにお戻りください。

第 2 表、継続費補正変更でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、駅前交流施設整備工事監理業務委託及びその次の駅前交流施設整備工事につきましては、前払金として令和 7 年度に支払うべき金額が確定したため、年割額を変更するものでございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、事業名、畜産施設敷地造成工事及びその次の款 7 商工費、項 1 商工費、事業名、棚塩 R E 1 0 0 産業団地造成工事につきましては、事業が完了したことに伴う総額及び年割額を変更するものでございます。

10ページをご覧ください。

第 3 表、繰越明許費補正追加でございます。

款 4 衛生費、項 3 上水道費、事業名、水道施設整備事業につきましては、県道拡幅工事に併せて老朽管の布設替えを行う工事でございますが、福島県が発注する県道拡幅工事の入札が不調となり、令和 8 年度事業となったことに伴い、当該事業も翌年度に繰越しをするものでございます。

最後に、39ページに補正予算後の基金の運用状況を添付しております。後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第 2、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 1 号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分の承認を求めるものです。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138万6,000円とするものであります。

詳細については、生涯学習課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、議案集より説明いたします。  
46ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子3万1,000円の増。

次に、款2繰入金、項1基金繰入金、目1文化及びスポーツ振興基金繰入金17万円の減となります。

次に、款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金40万4,000円の増となっております。

次に、款4寄附金、項1寄附金、目1寄附金5万円の増。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

47ページをご覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費4万円の減。

款2助成費、項1助成費、目1助成費13万円の減。

次に、款3基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金8万1,000円の増。

48ページをご覧ください。

最後に、款4予備費、項1予備費、目1予備費40万4,000円の増となります。

いずれも事業確定による補正となります。

説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものです。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額か

ら歳入歳出それぞれ5,257万円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億3,256万9,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） それでは、予算書、事項別明細書により説明いたします。

55ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金5,558万2,000円の減につきましては、各種県補助金の交付見込みによるものです。

次に、款5 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金567万8,000円の増につきましては、国民健康保険財政調整基金の令和7年度分の利子収入によるものです。

次に、款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金266万6,000円の減につきましては、出産育児一時金の事業確定により国保特会への繰入金を減とするものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

56ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 療養給付費6,204万円の減、目3 審査支払手数料115万1,000円の減につきましては、給付実績額の確定により不用額を減とするものです。

次に、款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 高額療養費655万6,000円の減につきましては、給付実績額の確定により不用額を減とするものです。

次に、款2 保険給付費、項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金400万円の減につきましては、給付実績額の確定により不用額を減とするものです。

続きまして、57ページをお開きください。

款4 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査費107万円の増につきましては、主に、特定健診委託料で、健診受診者数の増によるものです。

次に、款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国保基金積立金567万9,000円の増につきましては、国民健康保険財政調整基金の積立金利子です。

最後に、款8 予備費1,442万8,000円を計上してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求

めることについて（令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,148万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億3,039万2,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 予算事項別明細書64ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金1,116万9,000円の減、同じく目2地域支援事業交付金426万9,000円の増は、交付決定によるものです。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金7,382万1,000円の減、同じく目2地域支援事業支援交付金377万5,000円の減は、交付決定によるものです。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付負担金680万6,000円の減は、交付決定によるものです。

65ページをご覧ください。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金476万5,000円の減は、交付決定によるものです。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2地域支援事業繰入金662万5,000円の減、同じく目3低所得者保険料軽減繰入金109万7,000円の減は、一般会計からの繰入金の確定によるものです。

同じく項2基金会計繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金2,824万円の減は、基金からの繰入金の確定によるものです。

66ページをご覧ください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1から目7までのサービス給付費の補正額合計1億1,998万5,000円の減は、各給付実績によるものです。

69ページをご覧ください。

款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費960万円の減は、訪問・通所介護サービスの給付実績によるものです。

70ページをご覧ください。

同じく項 3 包括支援事業・任意事業費、目 1 包括支援事業・任意事業費556万5,000円の減は、主に、節12委託料で、事業費の確定によるものです。

款 6 予備費426万8,000円の減は、歳入歳出調整によるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第 5、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、令和 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,092万4,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） それでは、予算書、事項別明細書により説明いたします。

77ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金115万3,000円の減につきましては、実績額確定によるものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

78ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節12委託料115万3,000円の減につきましては、実績額確定によるものです。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金30万円の増につきましては、保険者である福島県後期高齢者医療広域連合において、上位所得者等が確定したことによるものです。

最後に、款 4 予備費30万円の減につきましては、財源調整による

ものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第6、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方税法等が改正されたことに伴う、浪江町税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住民課長。

○住民課長（松本孝徳君） それでは、承認第7号資料によりましてご説明をさせていただきます。

なお、関連する改正につきましては、一括してご説明させていただきたいと思えます。また、改正に伴います条ずれ等の改正につきましては、説明を省略させていただきたいと思えますので、ご了承願います。

議案集の96ページをお開きください。

それでは、96ページの2の主な改正の概要につきまして、税目ごとにご説明いたします。

まず、軽自動車税関係につきましては、環境性能割の廃止に伴いまして、第18条の3、第80条等関係条文において、軽自動車税環境性能割に係る条文を廃止し、軽自動車税種別割の名称を軽自動車税一本に統一する改正でございます。

続きまして、附則第16条第1項、第2項、第3項の軽自動車税の税率の特例につきまして、燃費、排ガス機能のよい軽自動車の税率を初年度の1年限り軽減するグリーン化特例制度の適用期間が2年延長されたことに伴います改正となっております。

続きまして、下の段、個人住民税関係でございますが、まず、附則第7条の3、附則第7条の3の2における個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除につきまして、住宅取得促進策としまして、適用期限が5年間延長されたことに伴います改正でございます。

続きまして、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴います改正でございます。

続きまして、附則第19条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、特定暗号資産に係る譲渡所得等を分離課税とすることとなったため、規定を新設するものでございます。

次のページ、97ページをご覧ください。

次に、固定資産税関係でございます。

まず、63条、固定資産税の免税点の見直しでございます。固定資産税の免税点とは、同一の者が所有する固定資産の課税標準の合計額が一定の金額に満たない場合、固定資産税を課さないものとする制度でございます。今般の法改正に伴いまして、家屋及び償却資産に係る免税点が引上げとなり、家屋につきましては現行の20万円から30万円に、償却資産につきましては現行の150万円から180万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、大きく2点の改正となります。

1つ目は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例の改正に伴い、課税割合を改正するものでございます。太陽光、水力、地熱、バイオマス等の特定再生可能エネルギー発電設備に係る7項目について、法改正による参酌値の見直しに伴い、課税標準の割合を下の表のとおり改正するものでございます。

第10項から第13項に係ります設備につきましては3分の2から2分の1に、第14項に係る設備につきましては7分の6から5分の3に、第15項、第16項に係る設備につきましては4分の3から3分の2にそれぞれ改めるものでございます。

2つ目は、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物全般に係る固定資産税の課税標準の特例を追加する改正でございます。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、同法に規定する基準に適合する高度なバリアフリー工事が行われたものに係る固定資産税の減額割合について、3分の1に設定するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するものとしてございます。

ただし、以下の1号から次のページ、98ページに続きます4号に掲げる規定は、当該各号に定める日に施行するものとしてございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第7、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正につい

て)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、地方税法等が改正されたことに伴う、浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住民課長。

○住民課長（松本孝徳君） それでは、承認第8号を資料によりご説明いたします。

議案集162ページをご覧ください。

初めに、2の主な改正内容をご覧ください。

今般の条例改正につきましては、大きく2点ございます。

まず1点目は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金が徴収されることに伴い、子ども・子育て支援金に関する規定を新設するものでございます。

2点目は、課税限度額及び軽減判定所得を改正するものでございます。

続けて、詳細についてご説明いたします。

第2条につきましては、課税限度額の改正でございます。表に記載のとおり、基礎課税額について、66万円を67万円に引き上げし、子ども・子育て支援納付金課税額を3万円として新設するものでございます。

次に、資料中段の9条の4から9条の7につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額の設定を新設するものでございます。

まず、国民健康保険税につきましては、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの課税額で構成されておりましたが、これに新たに子ども・子育て支援納付金が追加され、4つの課税額で構成されることとなります。

さらに、課税額ごとに所得に応じてかかる所得割、被保険者1人当たりにかかる均等割、1世帯当たりにかかる平等割の3方式で算出されておりますが、子ども・子育て支援納付金課税額につきましては、この3つに、表中央付近にございます第9条の6、18歳以上被保険者均等割が加わります。これは、子育て支援を目的とする制度趣旨から、18歳未満の子供の被保険者には均等割を課さず全額免

除とすることとし、その免除となった分を18歳以上の被保険者で分担する仕組みという設定となっております。

子ども・子育て支援納付金課税額につきましては、表のとおり所得割額を0.3%、均等割額を1,200円、18歳以上被保険者均等割額を40円、表右側にあります平等割額につきましては、（１）の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、いわゆる通常の世界帯でございますが、こちらを800円、（２）の75歳以上到達による後期高齢者医療制度への移行に伴い、国民健康保険世帯の保険税負担が急増することを緩和するため、平等割を軽減する制度である特定世帯、こちらにつきましては400円、特定継続世帯につきましては600円と、それぞれ設定するものでございます。

次に、最下段になりますが、23条でございますが、軽減判定所得の基となる所得判定基準額を、5割軽減対象世帯については、被保険者数等の数に乗ずるべき金額を、現行の30万5,000円を31万円に、2割軽減対象世帯につきましては、被保険者数等の数に乗ずる金額について、現行の56万円を57万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

第2条及び第23条の改正は、いずれも、中低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図ること、国民健康保険税の被保険者間の公平性の確保等を目的とした見直しとなっております。

次のページ、163ページをご覧ください。

施行期日でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものものとさせていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第8、議案第53号 浪江町火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第53号 浪江町火入れに関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例が改正されたことに伴い、浪江町火入れに関する条例の一部改正を行うものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、議案集189ページをご覧ください。

議案第53号資料中ほどでございます。

2の主な改正内容といたしまして、まず、第14条第1項の改正がありますが、火災予防条例において、林野火災に関する注意報が発せられた場合に、火入れの許可期間中であっても火入れを行わせない旨を規定し、あわせて、気象用語の変更に伴い、語句の改正を行うものでございます。

続きまして、第14条第2項の改正であります。火入れ中に火災予防条例において林野火災に関する注意報が発せられた場合に、速やかに消火させる旨を規定し、あわせて、気象用語の変更に伴い、語句の改正を行うものでございます。

3の施行期日であります。公布の日から施行するものです。

次のページ、190ページをご覧ください。

こちらは新旧対照表でございます。

ご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第9、議案第54号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第54号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、浪江町における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改めるため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育総務課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案第54号資料によりご説明申し上げます。

196ページをお開きください。

2、改正内容でございますが、第13条の改正は、児童対象性暴力等の防止及び適切な保護をするため、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認その他の必要な措置の実施義務について規定するものです。

第29条、第31条、第44条及び第47条の改正は、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員及び障害児の療育に知識経験を有する者を1人に限り保育士とみなすことができるとするものです。この場合には、保育士の支援体制を確保しなければならないとしております。

附則第9条の改正は、保育士から除かれるものとして、本改正により追加された第29条第4項及び第44条第4項の文言を加え、保育士の数に係る部分について表現を修正するものです。

附則による経過措置は、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、当分の間、満3歳以上、満4歳に満たない児童に対して、おおむね15人に1人の保育士及び保育従事者の配置が必要であるところ、おおむね20人に1人の配置と、満4歳以上の児童に対して、おおむね25人につき1人の保育士及び保育従事者の配置が必要であるところ、次のページをご覧ください。おおむね30人に1人の配置とするものです。

ただし、令和10年4月1日以後については、満3歳以上、満4歳に満たない児童に対する保育士の配置数に係る適用を終了し、経過措置が設定されている期間においても、事業所が、満3歳以上、満4歳に満たない児童に対しておおむね15人につき1人、満4歳以上の児童に対しておおむね25人につき1人の保育士及び保育従事者を配置することに係る努力義務を規定するものです。

3、施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行するとするものです。

次ページから203ページまでは本改正条例の新旧対照表でございますので、後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第10、議案第55号 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第55号 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の改正に伴い、浪江町における乳児等通園支

援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改めるため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育総務課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案第55号資料によりご説明申し上げます。

206ページをお開きください。

2、主な改正内容でございますが、第14条の2の改正は、児童対象性暴力等の防止及び適切な保護をするため、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認その他の必要な措置の実施義務について規定するものです。

3、施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行するとするものです。

次ページは新旧対照表でございますので、後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第11、議案第56号 工事請負契約の締結について（浪江町エネルギーセンター整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第56号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、浪江町エネルギーセンター整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による随意契約により対象者となった、株式会社大林組東北支店、常務取締役執行役員支店長、鈴木直行と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 議案第56号についてご説明をいたします。

議案集208ページをお開きください。

- 1、契約の目的、浪江町エネルギーセンター整備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字北深町地内。
- 3、契約の方法、随意契約。
- 4、契約金額、20億6,800万円。

5、契約の相手方、宮城県仙台市青葉区上杉1丁目6番11号、株式会社大林組東北支店、常務取締役執行役員支店長、鈴木直行。

6、工期、議会の議決を得た日から令和10年12月28日までとなっています。

続きまして、209ページ、資料1をご覧ください。

事業者の選定についてでございますが、事業者の選定は、公募型プロポーザル・デザインビルド方式により選定をいたしました。

事業概要としましては、本事業に係る実施設計、工事監理、建設工事業務が主な内容となっています。

事業工程は、今年度、令和8年度は実施設計及び市街地での水素貯蔵量上限についての特例措置に伴う県の建築審査会への対応を、来年度、令和9年度については建設工事となっています。

選定に当たりましては、浪江町エネルギーセンター整備事業プロポーザル選定委員会を組織し、2段階での審査といたしました。第1段階では、参加資格要件や基本的事項などの書類審査、第2段階では、プレゼンテーション及びヒアリングによる技術提案審査を行い、選定事業者の決定をさせていただいたところでございます。

次ページ、資料2をご覧ください。

この平面図は、今回のプロポーザルにて提案を受けたものでございます。受電施設、水素燃料電池、水素貯蔵格納庫などの整備を行い、現在整備中の駅前エリア各施設の一括受電点としての整備を行うところでございます。

また、この取組については、全国的に見ても先駆的な取組であることから、町外からも多くの方が視察に来られると思われるため、見学者動線にも配慮した配置のご提案をさせていただいたところでございます。

契約締結後は、この提案をされた平面プランをベースとし、町と事業者で詳細の打合せをしながら、設備配置などの検討を進めてまいります。

次ページの資料3につきましては、提案いただいたイメージパースとなっています。こちら、周辺の景観と調和するような色彩であったり形状なども、契約後に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第12、議案第57号 工事請負契約の締結について（令和8年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域内））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第57号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、令和8年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域内）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 議案第57号についてご説明いたします。

議案集213ページをお開きください。

1、契約の目的、令和8年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域内）。

2、施工箇所、浪江町大字大堀地内ほか。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、4億150万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和9年3月1日まででございます。

続きまして、214ページの議案資料1をご覧ください。

舗装修繕箇所の位置図となります。

対象路線は、大堀地区3路線でございます。

次に、215ページの議案資料2をご覧ください。

大堀地区3路線の拡大図でございます。

続きまして、216ページの議案資料3をご覧ください。

対象路線は、津島地区14路線でございます。

214ページの議案資料1にお戻りいただきまして、町道補修事業の概要でございます。

対象路線数17路線、舗装工、施工延長9,130メートル、施工面積4億5,639.6平方メートル、路盤工、施工面積2億6,467.4平方メートル、不陸整正、施工面積が1億9,172.2平方メートルでございます。

次に、217ページの議案資料4をご覧ください。

入札の執行結果表でございますので、後ほどご確認願います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第13、議案第58号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園園庭整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第58号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、浪江にじいろこども園園庭整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札の落札者となった、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育総務課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案書によりご説明いたします。

218ページをお開きください。

- 1、契約の目的、浪江にじいろこども園園庭整備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、5,885万円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和9年2月18日となっております。

次ページの資料1をご覧ください。

右上の表、主な工事概要でございます。

まず、クレイ舗装は、クッション性を高め、安全性を確保するため、図面の薄紫色の箇所に整備いたします。面積は、1,899.8平方メートルです。

次に、地先境界ブロックは、植栽との境界に整備いたします。面積は、62.6平方メートルです。

次に、アスレチック遊具からステンレス砂場までは、それぞれ1基ずつ園庭内に設置いたします。

5段目のクールダウンハウスでございますが、発達に課題のある園児などが落ち着く場所として有効なことから設置するものです。

その他は、遊具でございますが、園に関わる理学療法士などから園児たちの体幹の弱さを指摘されてございますので、強化に資する

もの等を設置いたします。

植栽は、適所に15本でございます。

次ページの資料2は、入札の結果表でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第14、議案第59号 物品購入契約の締結について（宅地用除草剤購入（単価契約））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第59号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、宅地用除草剤購入（単価契約）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった、共栄株式会社、代表取締役、加賀屋正之と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住民課長。

○住民課長（松本孝徳君） それでは、議案第59号につきまして、議案書によりご説明いたします。

議案集221ページをご覧ください。

1、契約の目的、宅地用除草剤購入（単価契約）。

2、納入場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約単価、3,575円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額325円。

5、契約の相手方、福島県いわき市小島町2丁目3番地の6、共栄株式会社、代表取締役、加賀屋正之。

6、納期、議会の議決を得た日から令和8年12月31日でございます。

続きまして、次のページ、222ページをご覧ください。

議案第59号資料1をご覧ください。

購入の概要でございます。

2の購入品目及び予定数量でございますが、まず名称が、ネコソギブロックV粒剤、箱タイプ。容量が、1箱当たり3キログラムで、75から600平米用となります。議案書でご説明いたしました契約単価につきましては、この1箱の価格となります。今回の配布は、1対象者につき2箱配布する予定としております。

予定数量でございますが、4,000箱で、推定総額が1,430万円となりまして、議案書でご説明いたしましたとおり、契約単価3,575円に予定数量の4,000箱を乗じた額となっております。

予定数量の4,000箱につきましては、申請等の状況に応じて発注を行いますので、4,000箱を下回る場合もあることから、推定総額としているところでございます。

続きまして、次のページ、223ページをご覧ください。

こちらは入札の執行結果表となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第15、議案第60号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第60号 浪江町道路線の認定及び廃止についてご説明をいたします。

本案は、福島県復興祈念公園等の周辺事業完了に伴い、土地利用に関する関係機関との協議が終了したことから、町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 議案第60号について、議案集及び議案資料に基づいて説明いたします。

224ページをお開きください。

認定・廃止路線の一覧が掲載されています。認定路線は2路線、廃止路線が5路線でございます。

226ページの議案資料2をご覧ください。

廃止路線の位置図です。青い線で示されている青丸のついたところが路線の起点、矢印の先が終点となります。こちらは、福島県復興祈念公園等の周辺事業完了に伴い、土地利用に関する関係機関との協議が終了したことから、路線を廃止するものです。

続いて、認定路線についてご説明いたします。

225ページの議案資料1をご覧ください。

認定路線の位置図です。こちらにつきましては、廃止の手続後、赤い線で示されている該当路線を改めて認定するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） ここで、10時20分まで休憩といたします。

(午前 10 時 06 分)

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

(午前 10 時 20 分)

○議長（山本幸一郎君） ここで、建設課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 議案第57号において、発言の訂正をお願いいたします。

補修事業の概要につきまして、舗装工、施工面積が4億5,639.6平方メートルと発言いたしましたが、正しくは4万5,639.6平方メートルでございます。路盤工につきましては、2億6,639.6平方メートルと発言いたしましたが、正しくは2万6,467.4平方メートルでございます。不陸整正工の施工面積1億9,172.2平方メートルと発言いたしましたが、正しくは1万9,172.2平方メートルでございました。謹んでおわび申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第16、議案第61号 令和8年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第61号 令和8年度浪江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,302万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を270億9,202万1,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

議案集の233ページをご覧ください。

まず、歳入の主なものから説明をさせていただきます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1,406万3,000円の増につきましては、福島再生加速化交付金を主たる財源とした水道施設整備事業の補助裏財源として交付されます震災復興特別交付税の増額によるものとなっております。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金2億8,214万9,000円の増につきましては、今ほど申し上げました水道施

設整備事業の主たる財源となる福島再生加速化交付金、帰還・移住等環境整備の増額によるものとなっております。

235ページをご覧ください。

ここからは歳出の主なものの説明をさせていただきます。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費2億9,621万2,000円の増につきましては、節18負担金、補助及び交付金におきまして、福島再生加速化交付金などを財源として実施する上水道事業補助金の増額によるものとなっております。

230ページにお戻りください。

第2表、継続費補正変更でございます。

款4衛生費、項3上水道費、事業名、水道施設整備事業、管網モデルに基づく基幹管路整備（A地区）及びその次のC地区につきましては、詳細設計が完了したことに伴いまして、施工方法の変更が必要となったことなどにより、総額及び令和8年度分の年割額を変更するものでございます。

最後に、238ページ、こちらには補正予算後の基金の運用状況を添付しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第17、議案第62号 令和8年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第62号 令和8年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億4,598万9,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） それでは、予算書、事項別明細書によりご説明いたします。

244ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節9子ども・子育て支援金、現年度分として300万円を計上してございます。

次に、245ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 医療給付費分144万1,000円の減につきましては、県に納付する保険事業納付金の額の決定によるものです。

同様に、次の項 2 後期高齢者支援金等分51万9,000円の増、項 3 介護納付金分27万7,000円の増、項 4 子ども・子育て支援金分113万5,000円の増につきましても、納付額の決定による補正でございます。

次に、246ページをお開きください。

最後に、款 8 予備費として251万円を計上してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第18、議案第63号 令和 8 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第63号 令和 8 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億778万9,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 予算事項別明細書の252ページをご覧ください。

歳入になります。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 7 介護保険事業費補助金26万4,000円の増は、介護保険システム改修に対する補助金でございます。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金26万4,000円の増は、一般会計からの繰入金です。

253ページをご覧ください。

歳出です。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費52万8,000円の増は、節12委託料で、介護保険システムの改修委託料になります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第19、議案第64号 令和 8 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第64号 令和8年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業資本的収入を2億9,533万5,000円増額し、資本的支出を4億2,190万8,000円増額するものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 議案書254ページをお開きください。

第2条、資本的収入及び支出の収入の表をご覧ください。

管網モデルに基づく基幹管路整備につきまして、総事業費に対する国補助の認定がされたことから、2億9,533万5,000円を増額するものです。

続きまして、支出です。

第1款資本的支出、第1項建設改良費につきましても、増額が認定された工事費について、4億2,190万8,000円を増額するものです。

3条、継続費の総額及び年割額の補正をご覧ください。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、管網モデルに基づく基幹管路整備につきましては、設計施工一体方式で実施しております。

補正の主な理由といたしましては、県道において、想定よりも深い位置に水道管を布設する必要があるためとなりまして、事業名、A地区では、5,912万2,000円の増の総額9億円、続きまして、C地区では、8,278万6,000円増の総額11億3,625万5,000円に補正するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第20、報告第1号 令和7年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第1号 令和7年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和7年度において、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した、継続費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第21、報告第2号 令和7年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第2号 令和7年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

本件は、令和7年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した、繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第22、報告第3号 令和7年度浪江町水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第3号 令和7年度浪江町水道事業会計継続費繰越計算書についてご説明をいたします。

本件は、令和7年度において、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した、継続費に係る予算の繰越しについて、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第23、報告第4号 令和7年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第4号 令和7年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明をいたします。

本件は、令和7年度において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき設定した、繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 270ページをお開きください。

水道事業会計予算繰越計算書によりご説明いたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、小野田系統配水管布設工事（第3期）、翌年度繰越額3億6,245万3,000円につきましては、大字牛渡からなみえ創成小・中学校の区間を整備するものですが、国道6号及びJR常磐線の協議に時間を要したため繰り越すものです。

続きまして、事業名、県道長塚請戸浪江線石綿管布設替工事、翌年度繰越額3,000万円につきましては、県道の拡幅工事に併せて施工することとしておりましたが、県工事の入札が不調であったことによる発注時期の影響により繰越しするものです。

続きまして、事業名、浪江駅前整備に伴う水道管布設替工事、翌年度繰越額5,000万円につきましては、浪江駅前整備工事に併せて施工するため繰り越すものです。

財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第24、報告第5号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第5号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和7年度において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき設定した、繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 272ページをお開きください。

下水道事業会計予算繰越計算書によりご説明いたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、浪江町公共下水道管路調査業務委託、翌年度繰越額3,300万円につきましては、雨水の流入調査において、調査に必要な降雨量がなかったため繰越しするものです。

財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎延会について

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。質疑については、15日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

15日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

---

◎延会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 本日はこれで延会します。  
(午前10時38分)

|        |                |       |
|--------|----------------|-------|
| 令和 8 年 | 6 月 1 1 日（木曜日） | 常任委員会 |
| 令和 8 年 | 6 月 1 2 日（金曜日） | 休 会   |
| 令和 8 年 | 6 月 1 3 日（土曜日） | 休 日   |
| 令和 8 年 | 6 月 1 4 日（日曜日） | 休 日   |

6 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

令和 8 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 1 5 日（月曜日）午前 9 時開議

- |         |           |                                                            |
|---------|-----------|------------------------------------------------------------|
| 日程第 1   | 承認第 2 号   | 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 0 号））             |
| 日程第 2   | 承認第 3 号   | 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 1 号）） |
| 日程第 3   | 承認第 4 号   | 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））       |
| 日程第 4   | 承認第 5 号   | 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））         |
| 日程第 5   | 承認第 6 号   | 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））        |
| 日程第 6   | 承認第 7 号   | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）                         |
| 日程第 7   | 承認第 8 号   | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）                   |
| 日程第 8   | 議案第 5 3 号 | 浪江町火入れに関する条例の一部改正について                                      |
| 日程第 9   | 議案第 5 4 号 | 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                    |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 5 号 | 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                   |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 6 号 | 工事請負契約の締結について（浪江町エネルギーセンター整備工事）                            |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 7 号 | 工事請負契約の締結について（令和 8 年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域                     |

|         |                          |                                       |
|---------|--------------------------|---------------------------------------|
|         |                          | 内) )                                  |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 8 号                | 工事請負契約の締結について（浪江にじい<br>ろこども園園庭整備工事）   |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 9 号                | 物品購入契約の締結について（宅地用除草<br>剤購入（単価契約））     |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 0 号                | 浪江町道路線の認定及び廃止について                     |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 1 号                | 令和 8 年度浪江町一般会計補正予算（第<br>1 号）          |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 2 号                | 令和 8 年度浪江町国民健康保険事業特別会<br>計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 3 号                | 令和 8 年度浪江町介護保険事業特別会計補<br>正予算（第 1 号）   |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 4 号                | 令和 8 年度浪江町水道事業会計補正予算<br>（第 1 号）       |
| 日程第 2 0 | 報告第 1 号                  | 令和 7 年度浪江町一般会計継続費繰越計算<br>書について        |
| 日程第 2 1 | 報告第 2 号                  | 令和 7 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越<br>計算書について      |
| 日程第 2 2 | 報告第 3 号                  | 令和 7 年度浪江町水道事業会計継続費繰越<br>計算書について      |
| 日程第 2 3 | 報告第 4 号                  | 令和 7 年度浪江町水道事業会計予算繰越計<br>算書について       |
| 日程第 2 4 | 報告第 5 号                  | 令和 7 年度浪江町公共下水道事業会計予算<br>繰越計算書について    |
| 日程第 2 5 | 発委第 4 号                  | 町長の専決処分事項の指定について                      |
| 日程第 2 6 | 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について |                                       |

出席議員（１２名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 横 字 史 年 君 | 2 番  | 佐 藤 勝 伸 君 |
| 3 番  | 鈴 木 幸 治 君 | 4 番  | 山 本 幸一郎 君 |
| 5 番  | 紺 野 豊 君   | 6 番  | 武 藤 晴 男 君 |
| 7 番  | 紺 野 則 夫 君 | 8 番  | 佐々木 茂 君   |
| 9 番  | 佐々木 勇 治 君 | 10 番 | 半 谷 正 夫 君 |
| 11 番 | 松 田 孝 司 君 | 12 番 | 平 本 佳 司 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                                 |                |                                             |                      |
|---------------------------------|----------------|---------------------------------------------|----------------------|
| 町                               | 吉 田 長 栄 光 君    | 副                                           | 町 山 本 長 邦 一 君        |
| 副                               | 町 大 内 長 健 太郎 君 | 教                                           | 育 横 山 長 浩 志 君        |
| 代 表 監 査 委 員                     | 宮 口 勝 美 君      | 総 務 課 長 兼                                   | 選挙管理委員会書記長 柴 野 一 志 君 |
| 企 画 財 政 課 長                     | 吉 田 厚 志 君      | 住 民 課 長                                     | 松 本 孝 徳 君            |
| 産 業 振 興 課 長                     | 蒲 原 文 崇 君      | 観 光 移 住 課 長                                 | 佐 藤 貴 徳 君            |
| 農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 大 浦 龍 爾 君      | 住 宅 水 道 課 長                                 | 金 山 信 一 君            |
| 建 設 課 長                         | 宮 林 薫 君        | 市 街 地 整 備 課 長                               | 今 野 裕 仁 君            |
| 健 康 保 険 課 長                     | 松 本 幸 夫 君      | 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長       | 中 野 隆 幸 君            |
| 介 護 福 祉 課 長                     | 木 村 順 一 君      | 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 兼 津 島 支 所 長             | 西 健 一 君              |
| 教 育 総 務 課 長                     | 鈴 木 清 水 君      | 生 涯 学 習 課 長 兼 浪 江 町 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長 | 岡 秀 樹 君              |

---

職務のため出席した者の職氏名

|   |   |     |   |   |   |   |
|---|---|-----|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局   | 長 | 次 |   | 長 |
|   |   | 中   | 野 | タ | 今 | 野 |
|   |   |     | 華 | 子 |   | 雄 |
| 書 |   |     | 記 |   |   | 一 |
|   |   | 佐々木 | 涼 | 君 |   | 君 |

---

◎開議の宣告

- 議長（山本幸一郎君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は12人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)
- 

◎議事日程の報告

- 議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
- 

◎発言の訂正

- 議長（山本幸一郎君） ここで、教育総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。  
教育総務課長。  
○教育総務課長（鈴木清水君） 6月10日の議案上程に際しまして、議案集219ページ、議案第58号資料1の主な工事概要中、地先境界ブロックの説明につきまして、面積は62.6平方メートルですと発言しましたが、正しくは62.6メートルでございました。  
発言の訂正をお願い申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。
- 

◎承認第2号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]  
○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]  
○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町一般会計補正予算（第10号））を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、承認第2号は承認することに決定しました。
- 

◎承認第3号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第2、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、承認第3号は承認することに決定しました。
- 

◎承認第4号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第3、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令

和 7 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第 4 号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第 5 号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第 4、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第 5 号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第 6 号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第 5、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第6、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第7、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第8、議案第53号 浪江町火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第53号 浪江町火入れに関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第9、議案第54号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第54号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第10、議案第55号 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第55号 浪江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第11、議案第56号 工事請負契約の締結について（浪江町エネルギーセンター整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第56号 工事請負契約の締結について（浪江町エネルギーセンター整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第12、議案第57号 工事請負契約の締結について（令和8年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域内））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第57号 工事請負契約の締結について（令和8年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域内））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第13、議案第58号 工事請負契約の締結

について（浪江にじいろこども園園庭整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、横字史年君。

○1 番（横字史年君） 1 点質問させていただきます。

実際に幾つか新しい遊具等を取り入れると思いますが、遊具、そしてステンレスの砂場だったり、こういったものが夏などには大変熱くなることが予想されて、実際にやけどの被害なども全国的には報告されています。こういった炎天下におけるやけど等について、こういった遊具もしくはクレイ舗装について、どのような対策を取られているのかお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） ご質問にお答えいたします。

ステンレス砂場のステンレスにつきましては、ほぼ地中で、枠に使うものでございましたので、通常使用では園児が触れることはないと考えてございます。その他の遊具につきましても、ポリエチレンやリサイクルゴム、ポリエステル樹脂など、金属に比べて熱くなりにくい材質を用いて整備する予定でございます。

しかしながら、近年の猛暑下では、これらの材質でも遊具が熱くなることが想定されるため、可能な限り日光の熱を反射する色を選定して整備したいと考えております。

なお、園児のプールを含めた戸外遊びは、熱中症防止の観点から機器を用いて暑さ指数を計測してございまして、31度を超えた場合は、戸外の遊びなどを中止してございますので、猛暑日に園児が遊具に触れる危険性は回避できると考えてございますけれども、園児の安全を第一に整備をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

12番、平本佳司議員。

○12番（平本佳司君） 1 点だけ確認を取らせてください。

今度新しく80メートルトラックができてくると思うんですけども、素晴らしいものが出来上がるのかなと思います。しかしながら、現在ある園庭の利活用はどのように考えているのかをお尋ねします。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） ご質問にお答えいたします。

現在の園庭も小さい年齢の子供さん、ゼロ歳から2歳までの乳児部の子供さんを中心に活用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第58号 工事請負契約の締結について（浪江にじいろこども園園庭整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第14、議案第59号 物品購入契約の締結について（宅地用除草剤購入単価契約）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第59号 物品購入契約の締結について（宅地用除草剤購入単価契約）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第15、議案第60号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第60号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第16、議案第61号 令和8年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第61号 令和8年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第17、議案第62号 令和8年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第62号 令和8年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第18、議案第63号 令和8年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第63号 令和8年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第19、議案第64号 令和8年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第64号 令和8年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎報告第1号の質疑

○議長（山本幸一郎君） 日程第20、報告第1号 令和7年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

---

#### ◎報告第2号の質疑

○議長（山本幸一郎君） 日程第21、報告第2号 令和7年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

---

#### ◎報告第3号の質疑

○議長（山本幸一郎君） 日程第22、報告第3号 令和7年度浪江町水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
以上で報告第3号を終わります。
- 

◎報告第4号の質疑

- 議長（山本幸一郎君） 日程第23、報告第4号 令和7年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
以上で報告第4号を終わります。
- 

◎報告第5号の質疑

- 議長（山本幸一郎君） 日程第24、報告第5号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
以上で報告第5号を終わります。
- 

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第25、発委第4号 町長の専決処分事項の指定についてを議題とします。  
事務局長より朗読させます。  
事務局長。  
[事務局長朗読]
- 議長（山本幸一郎君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。  
議会運営委員会委員長、鈴木幸治君、登壇願います。  
3番、鈴木幸治君。  
[議会運営委員長 鈴木幸治君登壇]
- 議会運営委員長（鈴木幸治君） 議運委員長の私のほうから提案理由を申し上げます。  
諸般の事務手続を円滑に進めるため、町長に専決処分をする権限を与えるものであります。よろしくお願いいたします。
- 議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第4号 町長の専決処分事項の指定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（山本幸一郎君） 日程第26、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長からタブレット端末に格納した申出のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査をすることに決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て終了しました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（山本幸一郎君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田栄光君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月9日の本定例会開会以来、ご熱心にご審議いただき、提案いたしました全ての議案についてご

賛同いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

このたび上程させていただいた議案は全て重要であります。議案第56号 浪江町エネルギーセンター整備に係る工事請負契約の締結につきましては、浪江町が掲げる復興計画、水素タウン構想など各種計画を実現し、世界に先駆けた水素社会の構築を目指すための重要な事業の一つであります。本事業は、水素関連の取組を駅前エリアにおいて発展的に展開し、各種公共施設で利用されるエネルギーを効率的に運用するとともに、国家戦略特区を活用し、水素貯蔵量の拡大を実現する日本初の水素活用モデルの拠点として整備するものであります。この取組によって、先導的なエネルギーの利活用、体感・検証できる場として機能させることで、新たな技術検証や事業創出の促進、関係人口の増加につなげてまいります。

続いて、このたびの一般質問では、町の将来への展望、防災に関すること、教育や子育て環境への配慮、町内の生活環境に関すること、町の基金運用に関すること、そのほか行政運営全般につきまして提案を含めご質問をいただきました。

いずれのご質問も今後のまちづくりにおける重要課題であり、町として真摯に受け止め、皆様からいただきましたご意見、ご提言を十分尊重し、誠意を持って今後の町政執行に生かしてまいります。

さて、本議会は私の任期満了を前にした定例会でありました。東日本大震災及び原子力発電所事故の複合災害からの復興を成し遂げるため、吉田数博前町長より手綱を引き継ぎ、この4年間様々な困難を乗り越えながら復興の種をまき、育ててまいりました。歩みを止めることなく、着実に進めることができましたことは、町議会の皆様をはじめ町民の皆様のご理解とご協力、加えて職員のご精励のおかげと心から感謝を申し上げます。

今後も復興の歩みを止めることなく、町民の皆様の期待に応えるべく職員一丸となり、全力で町政に取り組むことを強く感じた次第であります。

結びになります。梅雨を迎え体調管理が難しい季節になりました。議員各位におかれましては健康にご留意をいただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって令和8年浪江町議会6月定例会を閉会します。

（午前 9時34分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和      年      月      日

浪江町議会議長      山      本      幸      一      郎

署    名    議    員      松      田      孝      司

署    名    議    員      平      本      佳      司